

中国東北地域（大連市・瀋陽市）における
介護・福祉施設の設立等に関する制度調査

2018年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部中国北アジア課、大連事務所

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）大連事務所が上海里格（大連）法律事務所
に作成委託し、2018年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正など
によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるもの
ですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。ま
た、本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するもの、
法的助言として依拠すべきものではありません。本レポートにてご提供する情報に基づい
て行為をされる際は、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を入手されることをお薦
めします。

ジェトロおよび上海里格（大連）法律事務所は、本レポートの記載内容に関して生じた
直接的、間接的な損害および利益の喪失については、一切の責任を負い兼ねますので、ご
了承下さい。

目次

はじめに	1
第1章 介護・福祉施設の定義と参入形態.....	2
第1節 定義.....	2
(1) 養老院.....	2
(2) 護理院.....	2
(3) デイケアセンター.....	2
第2節 参入形態.....	3
(1) 営利企業.....	3
(2) 民間非企業.....	3
第2章 設立手続き.....	4
第1節 大連市における介護・福祉施設の設立手続き.....	4
(1) 養老院.....	4
1. 養老院の設立条件.....	4
2. 営利企業の設立手続き.....	4
① 外商投資営利企業の形態での養老院の設立手続きに関するフローチャート.....	5
② 具体的な設立手続き.....	7
③ 日本企業が参入する際の障壁とアドバイス.....	12
3. 民間非企業の設立手続き.....	12
① 涉外民間非企業の形態での養老院の設立手続きに関するフローチャート.....	12
具体的な設立手続き.....	13
② 日本企業が参入する際の障壁とアドバイス.....	16
(2) 護理院.....	17
1. 護理院の設立条件.....	17
① 中外当事者の要件.....	17
② 護理院が備えるべき条件.....	17
2. 営利企業の設立手続き.....	17
① 外商投資営利企業の形態での護理院の設立手続きに関するフローチャート.....	18
② 具体的な設立手続き.....	20
③ 日本企業が参入する際の障壁とアドバイス.....	24
3. 民間非企業の設立手続き.....	24
① 涉外民間非企業の形態での護理院の設立手続きに関するフローチャート.....	25
② 具体的な設立手続.....	27
(3) デイケアセンター.....	29
1. デイケアセンターの設立条件.....	29
2. 営利企業の設立手続き.....	29
① 外商投資営利企業の形態でのデイケアセンターの設立手続きに関するフローチャート.....	29
② 具体的な設立手続き.....	30
③ 日本企業が参入する際の障壁とアドバイス.....	32

3. 民間非企業の設立手続き.....	32
第2節 瀋陽市における介護・福祉施設の設立手続き.....	32
(1) 養老院.....	33
1. 養老院の設立条件.....	33
2. 営利企業の設立手続き.....	33
① 外商投資営利企業の形態での養老院の設立手続きに関するフローチャート.....	34
② 具体的な設立手続き.....	36
③ 日本企業が参入する際の障壁とアドバイス.....	40
3. 民間非企業の設立手続き.....	41
① 渉外民間非企業の形態での養老院の設立手続きに関するフローチャート.....	41
② 具体的な設立手続き.....	42
③ 日本企業が参入する際の障壁とアドバイス.....	46
(2) 護理院.....	46
1. 護理院の設立条件.....	47
① 中外当事者の要件.....	47
② 護理院が備えるべき条件.....	47
2. 営利企業の設立手続き.....	47
① 外商投資営利企業の形態での護理院の設立手続きに関するフローチャート.....	47
② 具体的な設立手続き.....	48
③ 日本企業が参入する際の障壁とアドバイス.....	53
3. 民間非企業の設立手続き.....	54
① 渉外民間非企業の形態での護理院の設立手続きに関するフローチャート.....	54
② 具体的な設立手続.....	55
③ 日本企業が参入する際の障壁とアドバイス.....	57
4. 養老機構内部における診療所、護理ステーションなどの医療機構の設置について.....	57
(3) デイケアセンター.....	58
1. デイケアセンターの設立条件.....	58
2. 営利企業の設立手続き.....	58
① 外商投資営利企業の形態でのデイケアセンターの設立手続きに関するフローチャート.....	58
② 具体的な設立手続き.....	60
③ 日本企業が参入する際の障壁とアドバイス.....	61
3. 民間非企業の設立手続き.....	61
第3章 優遇政策.....	61
第1節 大連市における介護・福祉施設に関する優遇政策.....	62
(1) 養老院.....	62
1. 営利企業および民間非企業が共通に享受できる優遇政策.....	62
① 増値税の免除.....	62
② 耕地占用税の免除.....	62

③ 行政事業関係の課徴金の免除または半額免除.....	62
④ 電気、水、ガス、熱の利用など.....	62
⑤ 融資.....	63
⑥ 奨励.....	63
2. 民間非企業のみが享受できる優遇政策.....	63
① 企業所得税の免除.....	63
② 不動産税、都市土地使用税、車船税の免除.....	63
③ 補助金支援.....	63
④ ローン借入利息補助.....	64
⑤ 土地の利用.....	64
⑥ 設立者への奨励.....	65
3. その他.....	65
① 養老院入居補助（高齢者に対するもの）.....	65
② 人材への入社奨励.....	65
(2) 護理院.....	65
1. 営利企業及び民間非企業が共通に享受できる優遇政策.....	65
① 増値税の免除.....	65
② 行政事業関係の課徴金の免除または半額免除.....	65
2. 営利企業が享受する優遇政策.....	66
① 不動産税、都市土地使用税、車船税の免除.....	66
3. 民間非企業のみが享受できる優遇政策.....	66
① 企業所得税の免除.....	66
② 不動産税、都市土地使用税、車船税の免除.....	66
(3) デイケアセンター.....	66
1. 営利企業及び民間非企業が共通に享受できる優遇政策.....	67
① 運営補助.....	67
② 電気、水、ガス、熱の利用など.....	67
③ 融資.....	67
2. 民間非企業のみが享受できる優遇政策.....	67
① 企業所得税の免除.....	67
第2節 瀋陽市における介護・福祉施設に関する優遇政策.....	67
(1) 養老院.....	68
1. 営利企業及び民間非企業が共通に享受できる優遇政策.....	68
① 増値税の免除.....	68
② 行政事業関係の課徴金の免除または半額免除.....	68
③ 電気、水、ガス、熱の利用など.....	68
④ 保険金補助.....	69
⑤ 融資.....	69
2. 民間非企業のみが享受できる優遇政策.....	69
① 企業所得税の免除.....	69
② 不動産税、都市土地使用税、車船税の免除.....	69
③ 補助金支援.....	70
④ ローン借入利息補助.....	70
⑤ 土地の利用.....	70

⑥ 設立者への奨励.....	70
3. その他.....	71
① 実習生受入れ補助.....	71
② 人材への入社奨励.....	71
(2) 護理院.....	71
1. 営利企業及び民間非企業が共通に享受できる優遇政策.....	71
① 増値税の免除.....	71
② 行政事業関係の課徴金の免除または半額免除.....	71
2. 営利企業が享受する優遇政策.....	72
① 不動産税、都市土地使用税、車船税の免除.....	72
3. 民間非企業のみが享受できる優遇政策.....	72
① 企業所得税の免除.....	72
② 不動産税、都市土地使用税、車船税の免除.....	72
(3) デイケアセンター.....	72
1. 営利企業及び民間非企業が共通に享受できる優遇政策.....	72
① 建設補助金.....	72
② 電気、水、ガス、熱の利用など.....	73
③ 保険金補助.....	73
④ 融資.....	73
2. 民間非企業のみが享受できる優遇政策.....	73
① 企業所得税の免除.....	73
.....	73
3. その他.....	73
① 建設補助金.....	74
② 運営補助.....	74
③ チェーン店建設補助.....	74
④ 医療と介護の連結への補助.....	74

別添資料

1. 中国東北地域（大連市・瀋陽市）における介護・福祉施設の設立等に関する
法令一覧
2. 中国東北地域（大連市・瀋陽市）における介護・福祉施設の設立等に関する
問い合わせ先一覧

はじめに

中国において、介護サービス業は一般市民の福祉にかかわる民生事業であり、また巨大な潜在成長力を持つ新興産業である。2017 年末時点で中国の 60 歳以上の高齢者人口は約 2 億 4,000 万人に達し、総人口の 17.3%を占めている¹。中国の急速な高齢化の進行に対し、高齢者介護サービス産業は発展途上の段階にあり、かつその発展は依然遅れている。

近年、中国政府は、高齢者の介護施設分野への民間資本の参入を奨励しており、高齢者介護産業への外資参入に対しても積極的な誘致姿勢を見せている。2014 年 11 月 24 日に商務部と民政部は共同で「外商投資による営利性養老機構設立の関連事項に関する公告」²を公布し、「外商投資産業指導目録（2015 年改正版）」³においては、「養老機構」が外商投資の奨励類に取り入れられ、2017 年改正版でも引き続き奨励類に分類されている。2016 年 12 月 7 日、中国の國務院弁公庁は、「養老サービス市場の全面開放、養老サービスの質の向上に関する若干意見」を公布し、2020 年までに介護サービス市場を全面的に開放すると発表した。同意見では、外資の参入を緩和し、外国投資者による中国での営利性介護施設開設への奨励に加え、市場をさらに開放し、海外投資者による非営利性介護施設の開設も奨励している。また、同非営利性介護施設については、国内投資者が開設した非営利性介護施設と同等の優遇政策を享受すると明確に定めている。

こうした一連の動きは、高齢化先進国である日本の企業にとってもビジネスチャンスといえる。本報告書では、中国東北地域において高齢者人口が比較的多い大連市と瀋陽市における外国資本による高齢者介護・福祉施設の設立手続きや優遇政策を紹介する。本報告書が皆様が大连市と瀋陽市において高齢者介護・福祉施設ビジネスを検討・展開する際の一助となれば幸甚である。

¹ 出所：民政部「2016 年社会サービス発展統計公報」（2017 年 7 月 20 日公表）

² 外商投資営利性養老機構の設立について、同公告第 3 条、第 4 条では認可制となっているが、「外商投資企業設立および変更届出管理暫定弁法」（2016 年 10 月 8 日公布・施行）により届出制に変わった。

³ 本報告書の作成時点において、「外商投資産業指導目録（2015 年改正版）」は廃止され、「外商投資産業指導目録（2017 年改正版）」が施行されているが、養老機構が奨励類であることに変更はない。

第1章 介護・福祉施設の定義と参入形態

第1節 定義

(1) 養老院

本報告書において、養老院とは、国または地方の養老機構設立許可に関する法令に基づき設立された、高齢者に対して宿泊と介護サービスを提供する施設を指す。(依拠：「養老機構設立許可弁法」第3条、「遼寧省養老機構設立許可実施細則」第3条)

(2) 護理院

本報告書において、護理院とは、長期の寝たきり患者、末期緩和ケア患者、慢性疾患患者、要介護の高齢者およびその他長期看護サービスの必要な患者への医療・看護、リハビリテーション、ホスピスケアなどのサービスを提供する医療機構を指す。(依拠：「護理院基本標準(2011版)」)

(3) デイケアセンター

本報告書において、デイケアセンターとは、社区(コミュニティー)⁴内の介護を要しない高齢者、一部介護が必要な高齢者に対して、食事の提供、パーソナルケア、非医療性リハビリ、精神文化、余暇・娯楽、教育・生活上の助言等のデイケアサービスを行う養老サービス施設を指す(「社区高齢者デイケアセンターサービス基本要求」(GB/T 33168-2016))。

⁴ 社区とは地域におけるコミュニティーの単位で、政府の末端の組織となる。地域の治安維持やごみ収集、ボランティア活動の募集などのほか、カルチャー講座、家政サービス、養老サービスなどを住民に提供する。

第2節 参入形態

中国において、介護・福祉施設は、営利性と非営利性の施設に分かれ、非営利性には、公設非営利性（国有および集団所有）と民間非営利性がある。中国の現行法令および政策によれば、外国投資者が中国において介護・福祉施設を設立・運営できるのは、営利企業と民間非企業の2類型である。以下にその概要を記述する。

（1） 営利企業

営利企業とは、利益を取得し、かつ、株主などの出資者に分配することを目的として設立した企業をいう（「民法総則」第76条の営利法人の定義に基づく）。

外国投資者による営利企業には、中外合弁経営企業、中外合作経営企業、外資企業、外商投資パートナーシップ企業の4類型がある。

（2） 民間非企業

民間非企業とは、企業事業単位、社会団体およびその他の社会組織ならびに公民個人が非国有資産を利用して設立した、非営利性社会サービス活動に従事する社会組織をいう（「民間非企業単位登記管理条例」⁵第2条）。民間非企業は、取得した利益を出資者、設立者または会員に分配しない（「民法総則」第87条）。

⁵ 「民間非企業単位登記管理暫定条例」は、現在改正中である。2016年5月26日に公表した改正意見募集稿では、「慈善法」における用語に合わせ、「民間非企業単位」の名称を「社会サービス機構」に修正し、同条例の名称も「社会サービス機構登記管理条例」に改正している。同意見募集稿では、「社会サービス機構」とは、自然人、法人またはその他の組織が社会サービスを提供するために、主に非国有資産を利用して設立した非営利法人を指す、と定義している。

第2章 設立手続き

第1節 大連市における介護・福祉施設の設立手続き

(1) 養老院

大連市民政局によれば、本報告書作成時点では、大連市において、営利・非営利を問わず、外商投資による養老院設立の先例はないとのことである。以下の設立手続きは、養老院の設立に関する現行の関連法令、および関連当局に対する面談や電話による照会結果に基づき、かつ、中国国内資本による養老院設立の流れを参照し整理したものである。

1. 養老院の設立条件

養老院を設立するためには、営利、非営利を問わず、次の条件に合致しなければならない（「養老機構設立許可弁法」第6条、「遼寧省養老機構設立許可実施細則」第6条、「大連市養老機構設立許可実施細則（試行）」第6条）。

- ✚ 関連規範に合致する名称、住所、定款および管理制度を有すること
- ✚ 養老院に関する規範や技術基準に合致し、かつ、国や遼寧省、大連市の環境保護、消防安全、衛生防疫などの要求にふさわしい、基本的な生活用の居室、施設設備と活動用スペースを有すること
- ✚ サービスを提供することにふさわしい管理者、専門技術者、ケアワーカーを有すること
- ✚ サービス内容と規模にふさわしい資金を所有していること
- ✚ ベッド数を10床以上有すること
- ✚ サービス内容に基づき、「高齢者建築設計規範」（建標〔1999〕131号）、「高齢者社会福利機構基本規範」（MZ008-2001）または「高齢者養護院建設標準」（建標144-2010）の要求する面積に達すること
- ✚ 法律や法規が定めたその他の条件を満たすこと

また上記の必須条件とは異なり義務化されていないものの、大連市民政局は、「養老機構基本規範」（GB/T29353-2012）、「養老機構安全管理」（MZ/T032-2012）、「養老サービス機構サービス品質」（DB-2012）の遵守を推奨している。

2. 営利企業の設立手続き

本報告書の作成時点では、大連市において、外商投資による営利企業の養老院設立の先例はないものの、以下で説明する手順により、特段問題なく設立できるものと考えられる。ただし、必要書類、所要日数などについては、実際に手続きを進めるにあ

たり若干異なる可能性があることに留意されたい。

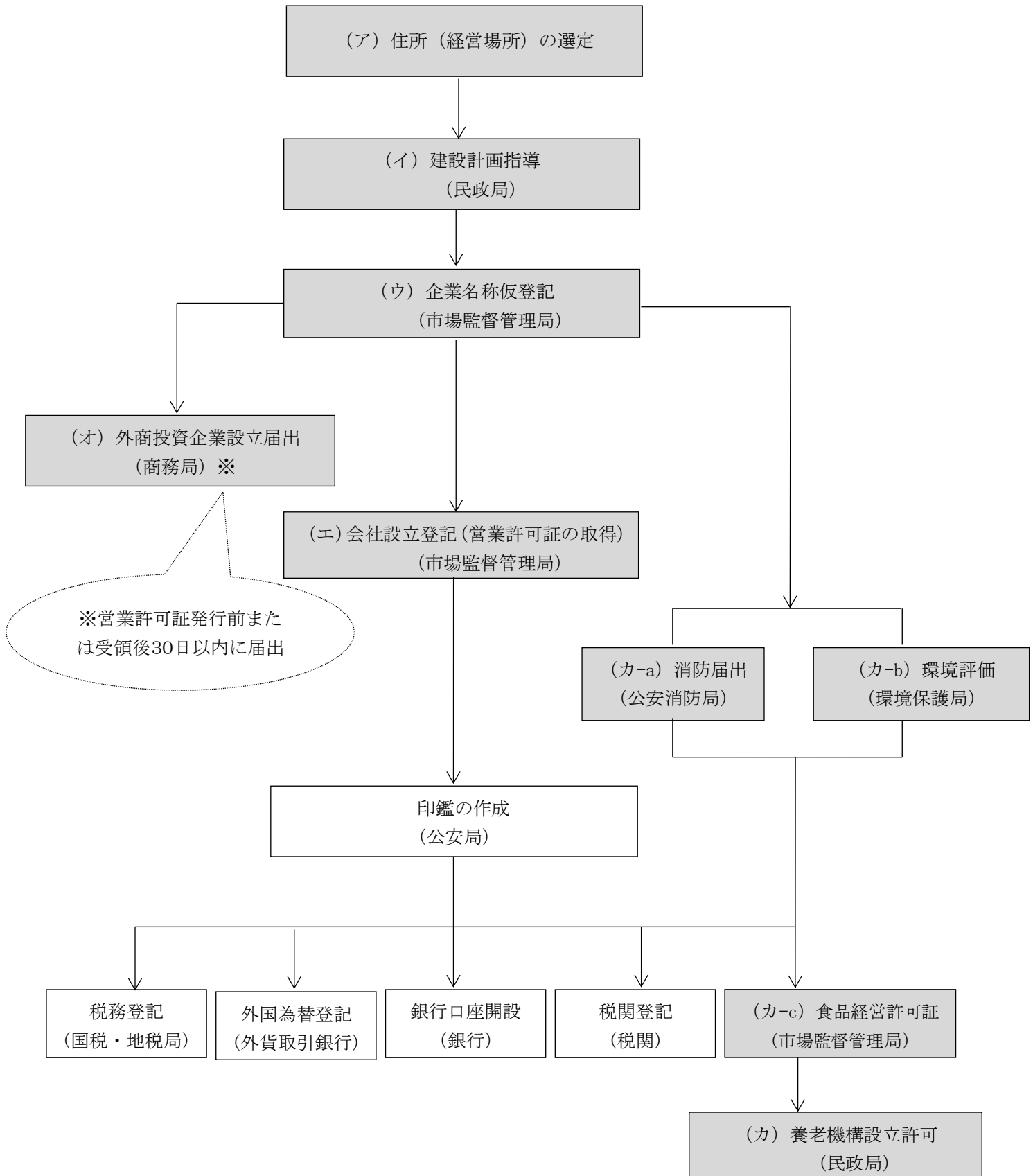
① 外商投資営利企業の形態での養老院の設立手続きに関するフローチャート

外商投資営利企業の形態での養老院は、まず、外商投資企業の設立手続きを行い、「営業許可証」を取得した後、民政部門において「養老機構設立許可証」の審査認可手続を行う。「養老機構設立許可証」の取得前に、養老院はいかなる事由によっても高齢者の入居を受け入れてはならない。

なお、次ページのフローチャートにおいては、養老院の設立に必須とされる手続きのみを紹介する。

外商投資営利企業の形態での養老院の設立手続きに関するフローチャート

(※灰色に色付けしている箇所の手続きについては、後段で詳しく説明する。)



② 具体的な設立手続き

(ア) 住所（経営場所）の選定

養老院の住所（経営場所）は、住宅では認められず、また建築面積は300平方メートル以上が望ましい。賃貸借の場合、契約期間は5年以上でなければならない。建物の所有権の性質は、国有財産権または集団財産権でなければならない。小財産権⁶や軍の所有財産も認められない。

養老院の経営場所を選定後、当該住所を管轄する公安消防局に対し、同地での養老院の経営が可能か、可能である場合には満たすべき消防要求を照会する。公安消防局による了承を得た後、次のステップに進む。

なお、国から土地所有権を賃借または払い下げの方式により取得して、養老院の建物を建設する方法もあるが、本報告書においては省略する。養老院の土地所有権の取得については、「養老サービス施設用地指導意見」（国土資庁発〔2014〕11号）などを参照願いたい。但し、同指導意見の有効期間が5年（2014年4月17日より2019年4月16日まで）であることにも留意されたい。

(イ) 建設計画指導

養老院の建設計画指導の申請は、必須とされる手続きではない。大連市民政局へのヒアリングによれば、一般的に、土地所有権を賃借または払い下げにより建物を建設する養老院プロジェクトに対してのみ、当該企業からの申請があった場合には建設計画指導を行い、既存建物を賃借して養老院を設立する場合には一般的に建設計画指導を行わないとのことである。

しかし、養老院の設立において最も重要なことは民政部門における養老機構設立許可の取得である。よって、まず住所を選定し、公安消防局から了承の回答を得た場合、必ず大連市民政局に対し、建設計画指導に関する照会までは行わずとも、少なくとも当該住所で養老院の経営が可能か照会することをお勧めする。必ず、大連市民政局の意向を確認後次のステップに進むことを強く推奨する。

「大連市養老機構設立許可実施細則（試行）」第10条、第11条の規定に基づき、会社は大連市民政局に対し、次の資料を提出して、養老院の建設計画指導（住所の選定を含む）を申請することができる。大連市民政局によれば、場合によっては次の資料を全て揃える必要はないとのことである。

- ✚ 養老機構建設計画指導申請表（政府フォーム）
- ✚ 養老院建設計画人の資格証明（自然人の場合は、身分証明および履歴書）
- ✚ 都市企画にふさわしい土地の合法的使用証明または経営場所の自社所有不

⁶ 「小財産権」とは、農民集団所有の土地に建設した建物に対し郷政府または村委員会が発行した財産権証書を指す。「郷財産権」ともいう。

動産権利証書や賃貸借契約書

- ✚ フィージビリティ・スタディ報告書または建設方案
- ✚ 合弁、合作の場合は、当事者が共同に署名した法律文書
- ✚ 養老院建設計画人に養老院を設立、運営する能力があることを証明する資料など。

(ウ) 企業名称仮登記手続き

A) 申請当局

- ✚ 設立予定所在地の区市場監督管理局

B) 申請書類

- ✚ 企業名称仮登記申請書（政府フォーム）
- ✚ すべての投資者の資格⁷証明（外国語の場合、翻訳会社の社印が押印された中国語訳をも提出する）

C) 所要日数：1～3 営業日

D) 取得する許認可証書または文書：「外商投資企業名称仮登記通知書」

「外商投資企業名称仮登記通知書」には、仮登記された企業名称の保留期限が記載されており（保留期間は6ヶ月）、当該保留期限までに会社設立登記手続きを完了させなければならない。仮登記された企業名称の保留期限は、1回に限り6ヶ月延長することができる。

(エ) 会社設立登記手続き

A) 申請当局

- ✚ 設立予定所在地の区市場監督管理局

B) 申請書類

- ✚ 外資会社登記（届出）申請書（政府フォーム）
- ✚ 指定代表または共同委託代理人授權委託書（政府フォーム）
- ✚ 外商投資企業名称仮登記通知書（当局が発行したもの）
- ✚ 会社の定款、合弁、合作企業の場合は合弁契約書、合作契約書をも提出
- ✚ 投資主体としての資格証明または自然人の身分証明（外国投資者の主体資格証明または身分証明は、所在国の公証機関による公証を経て、かつ、中国の当該国駐在の大使（領事）館による認証を済ませたもの。証明書が外国語の場合、翻訳会社の社印が押印された中国語訳をも提出すること。）

⁷ 「資格」とは、中国企業の場合は「営業許可証」、日本企業の場合は「履歴事項全部証明書」、日本人個人の場合はパスポートを指す。

- ✚ 董事、監事、総経理の任命文書および身分証明書
- ✚ 法定代表者の任命文書および身分証明書
- ✚ 住所の合法的使用証明（自社所有の不動産権利証書、賃借の場合は賃貸借契約書と家主の不動産権利証書）
- ✚ 住所（経営場所）承諾書（政府フォームあり）
- ✚ 外商投資企業法律文書送達授權委託書（政府フォーム）
- ✚ その他

C) 所要日数：3～5 営業日

D) 取得する許認可証書または文書：「営業許可証」

(オ) 商務届出手続き

「外商投資企業の設立および変更における届出管理に関する暫定弁法（2017年修正）」第5条に基づき、商務部門における外商投資企業の設立届出手続きは、名称仮登記後、営業許可証の発行前あるいは営業許可証の発行後30日以内のいずれの時点でも行うことが可能である。

- A) まず、商務部の業務システム統一プラットフォーム（企業用）（外商投資総合管理応用）（<http://wzzxbs.mofcom.gov.cn/entpIndex.html>）において、必要事項を記入し、オンライン上で届出を行う。
- B) 次に、商務部門の確認を待つ。通常3営業日を要する。
- C) 商務部門に出向き、「外商投資企業設立届出受領書」を受領する。

受領部門：

- ✚ 所在地が国家クラスの開発区（自由貿易区、旅順開発区、金普新区、長興島開発区）の場合は、区の商務局（または対外貿易経済合作局）。
- ✚ その他は、大連市商務局。

(カ) 養老機構設立許可証の取得手続き

➤ 養老機構設立許可の申請前に行うべき手続き

a) 消防届出手続き

公安消防局において、建設工事消防設計届出および竣工検収消防届出を行う。消防手続きは一般的に内装会社または建築会社が代行する。

申請当局：養老院の建築面積による。

- ✓ 300平方メートル以下の場合、消防手続きは不要
- ✓ 300～1,000平方メートル場合、区の公安消防局
- ✓ 1,000平方メートル以上の場合、大連市公安消防局

b) 環境評価手続き

環境保護局において、建設プロジェクト環境影響評価手続きを行う

申請当局：養老院の建築面積による。

- ✓ 5,000 平方メートル以下の場合、環境影響評価は不要
(一般の飲食店は、面積の広さを問わず、環境影響評価登記表の届出を要する。しかし、養老院の院内食堂の場合、環境影響評価登記表の届出が必要か否かは、区によって扱いが異なる。よって、設立時の確認が必須。)
- ✓ 5,000～50,000 平方メートルの場合、建設プロジェクト環境影響登記表届出システム（遼寧省）(<http://218.60.147.244/REG/>) でオンライン上の届出を行う。届出番号が形成された後、登記表を印刷し、同表に法定代表者の署名後、所在地の区の環境保護局に提出する。
- ✓ 50,000 平方メートル以上の場合、資格を有する第三者機構に委託し「建設プロジェクト環境影響評価報告表」を作成し、区または市の環境保護局に提出して、審査認可を得なければならない。

c) 食品経営許可手続き

申請当局：区市場监督管理局

申請の流れ（西岡区の場合）：

- ✓ 必要書類を揃えて、区の市場监督管理局の食品医薬品監督管理窓口に対し、食品経営許可の申請を行う。
- ✓ 書類に不備がなければ、区の市場监督管理局は書類受領後 5 営業日以内に、経営場所に行って現場検査を行う。
- ✓ 現場検査後に問題がなければ、区の市場监督管理局は 5 営業日以内に「食品経営許可証」を発行する。

申請書類（西岡区の場合）：

- ✓ 食品経営許可申請書（政府フォーム）
- ✓ 営業許可証の副本の写し
- ✓ 法定代表者および食品安全管理人員の身分証明書の写し
- ✓ 食堂従業員および食事サービスに従事する人員の健康診断証明書の写し
- ✓ 食堂を含む不動産の権利証書、賃貸借契約書、食堂の配置を示した配置図
- ✓ 食堂の経営設備、工具のリスト
- ✓ 食堂の場所と設備の配置、加工工程、衛生施設などの見取図および

説明

- ✓ 食品安全管理制度の目次（具体的事項は現場検査時に確認）
- ✓ 食品安全管理人員の養成訓練にかかる証明資料
- ✓ その他

➤ 養老機構設立許可取得手続き

A) 申請当局

- ✚ 大連市民政局

B) 申請の流れ

- ✚ 大連市民政局に申請書類を提出する。
- ✚ 書類に不備がなければ、大連市民政局は書類の受理日より 20 営業日以内に現場検査を行う。
- ✚ 現場検査を経て養老機構の設立条件に合致すると判断した場合、大連市民政局は、遼寧省民政庁に報告する。
- ✚ 遼寧省民政庁は、大連市民政局の報告を受け、「養老機構設立許可証」を発行する。（養老機構の審査許可の権限は実際に大連市民政局にあり、遼寧省民政庁は単に証書を発行するのみと理解してよい。）

C) 申請書類

- ✚ 養老機構設立申請書（政府フォーム）
- ✚ 営業許可証の副本の写し、法定代表者の身分証明書
- ✚ 定款、管理制度
- ✚ 商務局が発行した「外商投資企業設立届出受領書」
- ✚ 新築の場合は建設単位の竣工検収合格証明、賃貸借の場合には賃貸借契約書（賃貸借期間：5年以上）および不動産権利証書、不動産所有者の資格証明書
- ✚ 公安消防局の発行した建設工事消防設計届出表、竣工検収消防届出表
- ✚ 環境保護局の発行した建設プロジェクト環境影響評価に関する書類
- ✚ 市場監督管理局の発行した「食品経営許可証」
- ✚ 管理者、専門技術者、ケアワーカーの名簿、身分証明書類および健康状況証明書
- ✚ その他の必要書類

D) 取得する許認可証書または文書：「養老機構設立許可証」

「養老機構設立許可証」の有効期間は5年。なお、有効期限満了の30日前に、「養老機構設立許可証」の正本と副本、営業許可証の副本、養老機構サービス提供状況報告を揃え、大連市民政局にて「養老機構設立許可証」の

更新申請をしなければならない。

③ 日本企業が参入する際の障壁とアドバイス

「外商投資産業指導目録（2017年修正版）」によれば、養老機構は外商投資の奨励類に該当し、外国投資者は、合弁、合作、独資、パートナーシップのいずれかの形態で、養老院を設立することができる。外商投資による養老機構の設立は、従前から外商投資の奨励類だったが、中国全土において外商投資の養老院はそれ程多くない。

中国高齢者科学研究センターが2015年7月16日に発表した「中国養老機構発展研究報告書」によれば、天津、ハルビン、重慶、武漢など12都市の257の養老機構に対し調査した結果、約3割（32.5%）の養老院が赤字で、利益を計上しているのはわずか19.4%であったという。

中国の養老サービス市場は巨大な潜在的市場とはいえ、企業は参入前に、十分な現地調査をしたうえで、慎重に判断することが望ましい。

3. 民間非企業の設立手続き

本報告書の作成時点において、大連市には涉外民間非企業の養老院設立の先例はない。「民間非企業単位登記管理暫定条例」第6条には、民間非企業の登記部門は業務主管単位と同クラスの民政局であると定められており、規定上は大連の涉外民間非企業の養老院の登記手続きは、大連市民政局（または遼寧省民政庁）にて行なうべきである。

しかし、各所に照会した所、大連市民政局からは民政部で登記すべきとの回答を受けた一方で、遼寧省民政庁からは大連市民政局または民政部で登記すべきと回答された。民政部に対し電話で照会したところ、現在「民間非企業単位登記管理暫定条例」の改正中であり、涉外民間非企業は少なく、涉外民間非企業の登記部門がどのクラスの民政部門になるのかは未定の状態であり、現在涉外民間非企業の登記は受け付けない、改正後の法令の公布状況を注視するようとの回答を受けた。

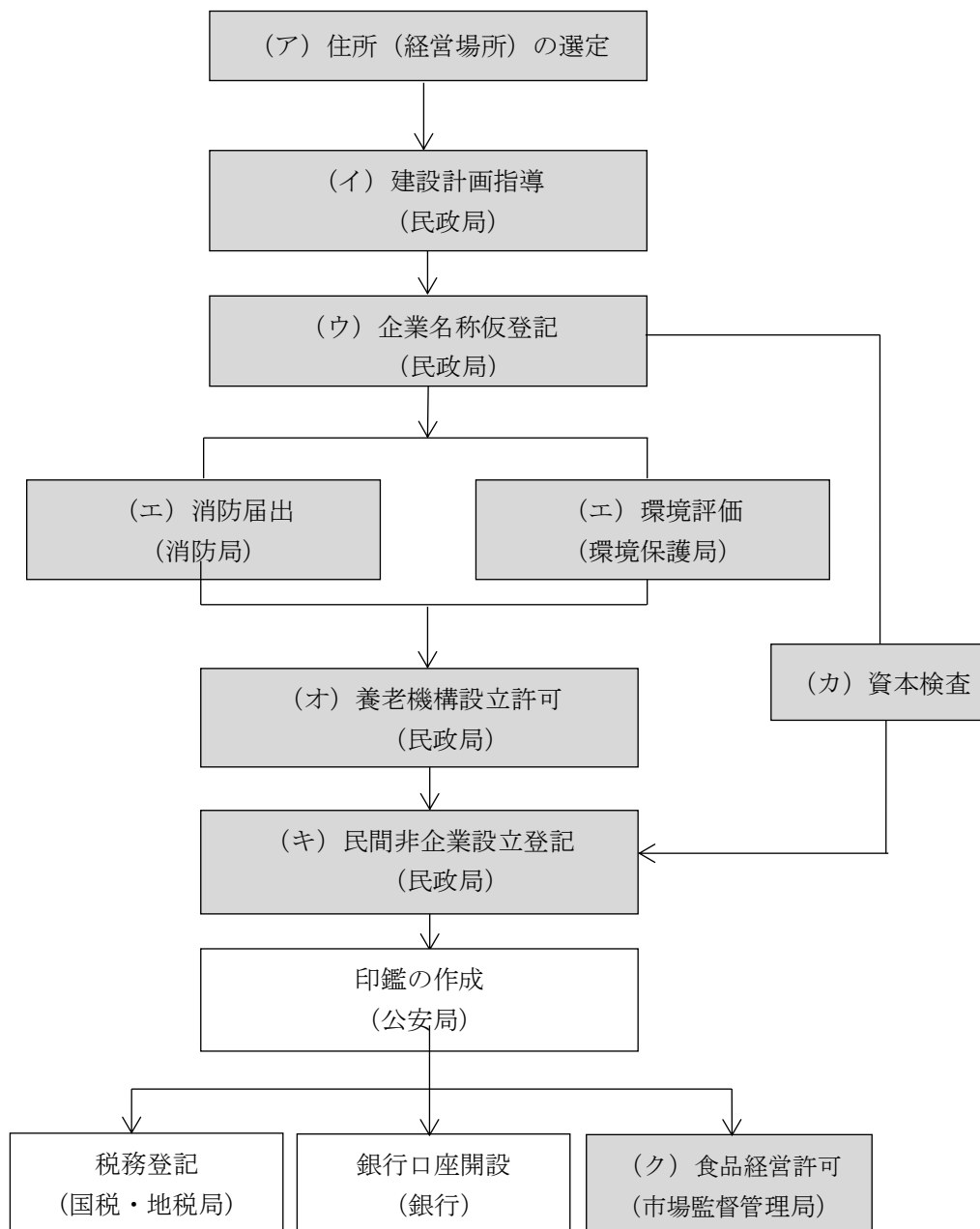
以下の涉外民間非企業の養老院の設立手続きは、中国国内資本による民間非企業の養老院の設立の手続きを参照し、かつ、涉外民間非企業の登記機関を大連市民政局としたものである。上記の通り、涉外民間非企業の養老院の登記機関については、関連法令の公布を注視されたい。

④ 涉外民間非企業の形態での養老院の設立手続きに関するフローチャート

涉外民間非企業の養老院は、まず、民政部門において「養老機構設立許可証」の審査認可手続きを行ない、「養老機構設立許可証」を取得した後、次に、民政部門において民間非企業の登記手続きをし、「民間非企業単位登記証書」を取得する。

なお、次ページのフローチャートにおいては、養老院の設立に必須とされる手続きのみを紹介する。

渉外民間非企業の形態での養老院の設立手続きに関するフローチャート
(※灰色に色付けしている箇所の手続きについては、後段で詳しく説明する。)



具体的な設立手続き

(ア) 住所（経営場所）の選定

営利企業の手続きと同様。7 ページの（ア）の「住所（経営場所）の選定」を参照願いたい。

(イ) 建設計画指導

営利企業の手続きと同様。7 ページの（イ）の「建設計画指導」を参照願いたい。

(ウ) 企業名称仮登記手続き

A) 申請当局

✚ 大連市民政局

B) 申請の流れ

✚ 大連社会組織網 (<http://218.24.169.160/dlshzzsite/>) において、オンライン上で、民間非企業単位の名称仮登記申請を行う。

✚ 大連市民政局は、15 営業日以内に当該名称での仮登記が可能か否かの回答をする。

✚ 仮登記申請の通過後、大連市民政局にて「大連市社会組織名称仮登記通知単」(有効期間 3 ヶ月、合理的な理由のある場合延長可) を受領する。



(エ) 消防届出および環境評価の手続き

➤ 消防届出手続き

営利企業の手続きと同様。9 ページの（カ）の a) の「消防届出手続き」を参照願いたい。

➤ 環境評価手続き

営利企業の手続きと同様。10 ページの（カ）の b) の「環境評価手続き」を参照願いたい。

(オ) 養老機構設立許可手続き

申請当局、申請の流れ、取得する許認可証書または文書については、営利企業の手続きと同様である。11 ページの（カ）の「養老機構設立許可手続き」を参照願いたい。

申請書類は次の通りである。

✚ 養老機構設立申請書（政府フォーム）

✚ 申請者、法定代表者または主要責任者の資格証明文書

- ✚ 大連市社会組織名称仮登記通知単、定款、管理制度
- ✚ 新築の場合は建設単位の竣工検収合格証明、賃貸借の場合は賃貸借契約書（賃貸借期間：5年以上）および不動産権利証書、不動産所有者の資格証明書
- ✚ 公安消防局の発行した建設工事消防設計届出表、竣工検収消防届出表
- ✚ 環境保護局の発行した建設プロジェクト環境影響評価に関する書類
- ✚ 管理者、専門技術者、ケアワーカーの名簿、身分証明書類および健康状況証明書
- ✚ その他の必要書類
- ✚

(カ) 資本検査

資本検査の流れ

- ✚ 名称仮登記の手続き後、大連市民政局に対し「臨時預金口座開設の申請」を提出する。
- ✚ 大連市民政局から「臨時預金口座開設に関する通知」を取得する。
- ✚ 銀行において臨時預金口座を開設する。渉外機構であるため、銀行にて外国為替登記を要する可能性あり。
- ✚ 臨時預金口座に開設資金を振り込む。
- ✚ 会計士事務所に委託して出資検証を行い、「出資検証報告書」を発行してもらう。
- ✚

(キ) 民間非企業設立登記手続き

A) 申請当局

- ✚ 大連市民政局（渉外民間非企業の登記機関に関する法令の公布を注視されたい）

B) 申請書類

- ✚ 民政部門の発行した「養老機構設立許可証」（取得してから30日以内に、民間非企業の登記申請をしなければならない。）
- ✚ 設立登記申請書
- ✚ 定款
- ✚ 民間非企業単位登記申請書（政府フォーム）
- ✚ 民間非企業単位法定代表者登記表（政府フォーム）
- ✚ 住所の合法的使用証明（新築の場合は建設単位の竣工検収合格証明、賃貸借の場合は賃貸借契約書および不動産権利証書）
- ✚ 会計士事務所の発行した「出資検証報告書」（6ヶ月以内のもの）

- ✚ 民間非企業の責任者登記表（法定代表人と異なる場合に提出）
- ✚ 経営場所の消防検収合格意見書
- ✚ 社会組織党の建設工作承諾書⁸（政府フォーム）
- ✚ 定款確認表（オンライン上記載した後に印刷し、大連市民政局の印鑑を押印）

C) 所要日数：12 営業日

D) 取得する許認可証書または文書：「民間非企業単位登記証書」

E) 民間非企業設立後の届出手続き

- ✚ 「社会組織党員の状況調査表」（政府フォーム）
- ✚ 臨時口座を正式口座に変更後、銀行口座番号を届出
- ✚ 印鑑を届出

(ク) 食品経営許可手続き

営利企業の手続きと同様。10 ページの (カ) の c) の「食品経営許可手続き」を参照願いたい。ただし、「営業許可証」は、「民間非企業単位登記証書」に読み替えて頂きたい。

② 日本企業が参入する際の障壁とアドバイス

「国务院弁公庁の養老サービス市場の全面開放、養老サービスの質の向上に関する若干意見」（国弁発[2016]91 号）では、外国投資者による非営利性養老機構の設立を奨励し、設立された非営利性養老機構は、中国国内資本による非営利性養老機構と同等の優遇措置を受けることが可能であると明確に打ち出している。同意見の付属書類「重点任务の分担および進捗手配表」によれば、この任務は 2016 年 12 月末に完了予定とされている。

しかし、国の政策を地方において具体的に実施する為に一定期間を要する場合もあり、大連市民政局への照会によれば、本報告書の作成時点において、大連では未だ涉外民間非企業の形態での養老院の設立は不可能であり、外国投資者には営利性の養老院の設立のみが許可されるとのことである。

涉外民間非営利形態の養老院の設立については、「民間非企業単位登記管理暫定条例」の改正版の公布、遼寧省や大連市における関連政策・法令の公布を注視されたい。

⁸ 設立予定の民間非企業に共産党員のいる場合のみ申請書類とする。設立後党組織を設立し党活動を行うことに対する承諾書。

(2) 護理院

中国法において、護理院は養老機構ではなく、医療機構の範疇に属する⁹。「外商投資産業指導目録（2017年修正版）」によると、医療機構は外商投資の制限類であり、外国投資者は合弁、合作の形態でのみ、護理院を設立することができる。

1. 護理院の設立条件

護理院を設立するためには、営利性、非営利性を問わず、次の条件に合致しなければならない（「中外合弁合作医療機構管理暫定弁法」第6～8条）。

① 中外当事者の要件

中外当事者双方は、独立して民事責任を負う主体でなければならない。中外当事者双方は、直接または間接的に医療衛生の投資と管理に従事した経験を有し、かつ、次の要求のいずれかに該当しなければならない。

- ✚ 国際的かつ先進的な医療機関の管理経験、管理モデルおよびサービスモデルを提供できること。
- ✚ 国際的かつ先進的な水準の医学技術および設備を提供できること。
- ✚ 当該地区の医療サービス能力、医療技術、資金および医療施設の不足を補完または改善できること。

② 護理院が備えるべき条件

- ✚ 独立した法人であること。
- ✚ 総投資額が2,000万元を下回らないこと。
- ✚ 合弁・合作の中国側当事者が護理院で占める出資持分比率または権益が30%を下回らないこと。
- ✚ 合弁・合作期間が20年を超えないこと（期間満了前に延長の再申請が必要）。
- ✚ 衛生部の制定した「護理院基本標準（2011版）」を実行すること（同標準ではベッド数などの様々な要求が規定されている）。
- ✚ 省級以上の衛生行政部門が定めるその他の条件を満たすこと。

2. 営利企業の設立手続き

大連市において、外商投資による営利企業の護理院設立の先例はないものの、他の医療機構（例えば、歯科病院など）の設立事例がある。よって、下記の設立手続きのフローチャートには問題がないと思われるものの、必要書類、所要日数などについては、実際に手続きを進めるにあたり若干異なる可能性があることに留意されたい。

⁹ 「医療機構管理条例実施細則」第3条、「護理院基本標準（2011版）」などに基づく。

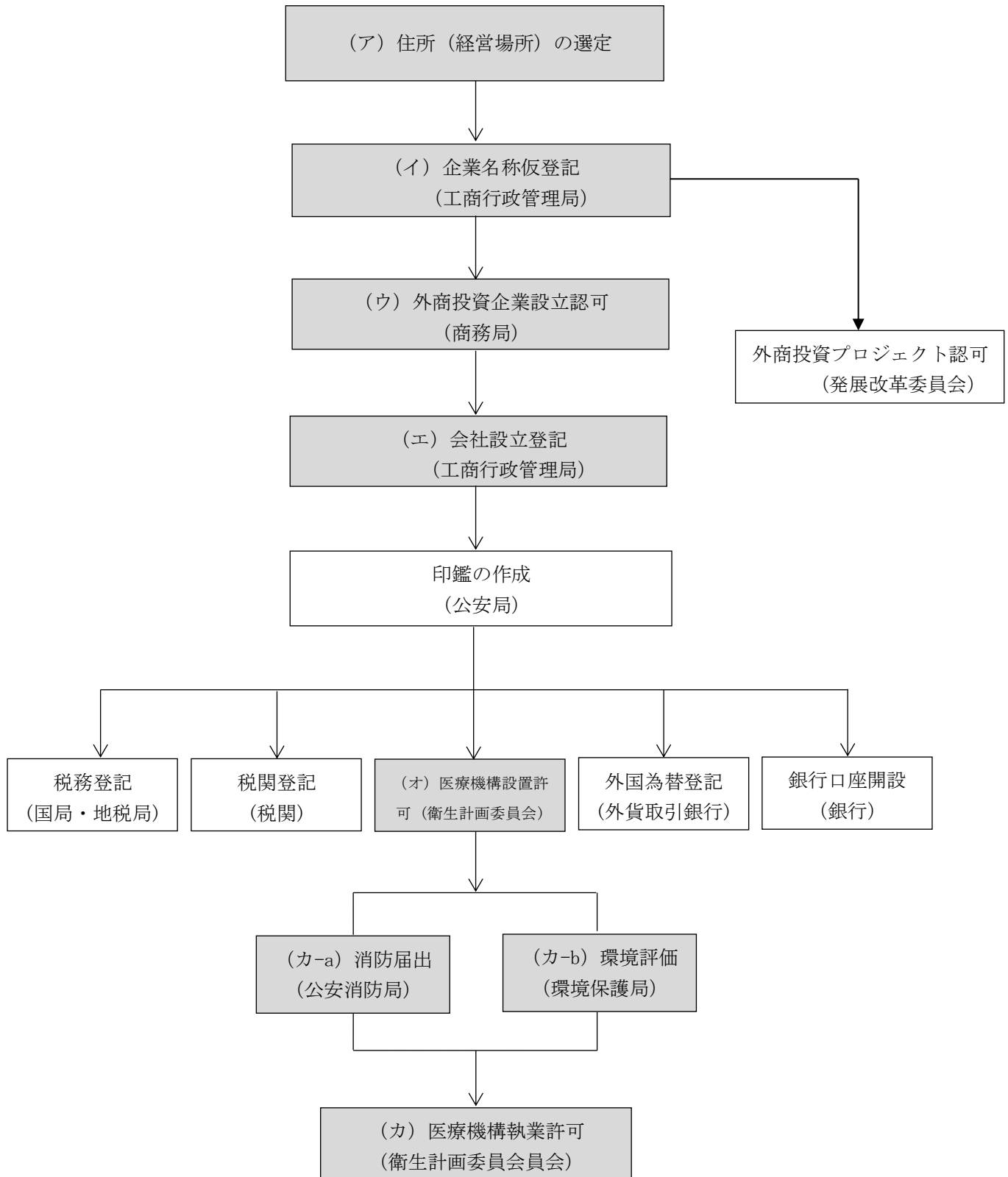
① 外商投資営利企業の形態での護理院の設立手続きに関するフローチャート

外商投資営利企業の護理院は、まず、外商投資企業の設立手続きを行い「営業許可証」の取得後、次に、衛生および計画生育委員会（以下「衛生計画委員会」という）において、医療機構設立許可手続き、医療機構執業許可手続きを行う。「医療機構執業許可証」を取得する前に、護理院はいかなる事由によっても診療活動を行ってはならない。

なお、次ページのフローチャートにおいては、護理院の設立に必須とされる手続きのみを紹介する。ただし、大連市発展改革委員会における外商投資プロジェクト認可手続きは法令上必要ではあるが、実務上ではどの当局においても当該手続きを前提としていない。

外商投資営利企業の形態での護理院の設立手続きに関するフローチャート

(※灰色に色付けしている箇所の手続きについては、後段で詳しく説明する。)



② 具体的な設立手続き

(ア) 住所（経営場所）の選定

護理院の住所（経営場所）は住宅では認められず、建築面積は「護理院基本標準（2011版）」の要求に合致しなければならない。護理院の設立と発展は、大連市の医療機構の設置計画に合致しなければならない。ただし、大連市衛生計画委員会への照会によれば、民営の医療機構の設立を奨励しており、基本的に民営の医療機構の住所の選定は自由と考えてよく、大連市医療機構設置計画は主に公営の医療機構の設立に対し適用されるとのことである。

護理院の経営場所を選定後、当該住所を管轄する公安消防局に対し、当該住所で護理院の経営が可能か、可能である場合にはどのような消防要求を満たす必要があるかを照会する。護理院の設立において最も重要なことは、衛生計画委員会における医療機構設置許可と執業許可の取得である。よって、住所を選定し、公安消防局から了承の旨の回答を得たら、必ず大連市衛生計画委員会に対し、当該住所で護理院経営の可否、護理院の設立条件に合致する場合、許可を得ることが可能か照会することをお勧めする。必ず、大連市衛生計画委員会の意向を確認してから次のステップに進むよう、強く推奨する。

なお、国から土地所有権を賃貸借または払い下げ方式により取得し、護理院の建物を建設する方法もあるが、本報告書においては省略する。

(イ) 企業名称仮登記手続き

A) 申請当局

- ✚ 設立予定所在地が国家クラスの開発区（自由貿易区、旅順開発区、金普新区、長興島開発区）の場合は、区の市場监督管理局
- ✚ その他は、大連市工商行政管理局

申請書類、所要日数、取得する許認可証書または文書は、養老院の営利企業の手続きと同様。8ページの（ウ）の「企業名称仮登記手続き」を参照願いたい。

(ウ) 外商投資企業設立認可手続き

A) 申請の流れ

- ◆ 投資総額が1億米ドル以下の場合
- ✚ 下記の申請書類を揃え、所在地の区の商務局（または対外貿易経済合作局）に提出し、初歩的に審査を受ける。
- ✚ 書類に不備がなければ、区商務局は5営業日以内に、設立許可申請書（中国語：請示）を発行する。
- ✚ 当事者は、区商務局の発行する設立許可申請書および下記の申請書類を

大連市商務局に提出する。

- ✚ 書類に不備がなければ、大連市商務局は4営業日以内に認可し、「外商投資企業批准証書」を発行する。

但し、所在地が国家クラスの開発区（自由貿易区、旅順開発区、金普新区、長興島）の場合には、区の商務局において直接審査認可し、「外商投資企業批准証書」を発行する。

◆ 投資総額が1億米ドル以上の場合

- ✚ 上記手続きを経た後、大連市商務局が国家商務部に申請報告して、国家商務部が審査認可する。

B) 申請書類

- ✚ 外商投資企業基本状況登記表（政府フォーム）
- ✚ 外商投資企業設立申請書
- ✚ 定款、合弁契約書または合作契約書
- ✚ 外国投資者の主体資格証明および中文訳、主体資格証明の公証書および中文訳、主体資格証明の認証書（中国の当該国駐在の大使（領事）館において認証したもの）
- ✚ 中国投資者の営業許可証
- ✚ 投資者の信用証明書（外国語の場合、中文訳も必要）
- ✚ 董事会メンバーの委任派遣書および身分証明書
- ✚ 監事会メンバー（または監事）の委任派遣書および身分証明書
- ✚ 外商投資企業名称仮登記通知書（当局が発行したもの）
- ✚ 法律文書送達授權委託書（政府フォーム）
- ✚ 住所の合法的使用証明（自社所有の不動産権利証書、賃借の場合は賃貸借契約書と家主の不動産権利証書）
- ✚ その他

(エ) 会社設立登記手続き

A) 申請当局

- ✚ 設立予定所在地が国家クラスの開発区（自由貿易区、旅順開発区、金普新区、長興島開発区）の場合は、区の市場監督管理局
- ✚ その他は、大連市工商行政管理局

申請書類、所要日数、取得する許認可証書または文書は、養老院の営利企業の手続きと同様。8ページの(エ)の「会社設立登記手続き」を参照願いたい。但し、申請書類に「商務部門が発行した『外商投資企業批准証書』」を追加する必要がある。

ある。

(オ) 医療機構設置許可手続き

A) 申請の流れ

- ✚ 下記の申請書類を揃えて、大連市衛生計画委員会に提出する。
- ✚ 大連市衛生計画委員会は申請書類について初歩的に審査し、不備のない場合、現場検査を行う。
- ✚ 現場検査後に問題がなければ、大連市衛生計画委員会は書類を受領してから2週間以内に医療機構の設置に関する初歩的な審査認可意見を発行する。
- ✚ 当事者は大連市衛生計画委員会が発行した初歩的な審査認可意見および下記の申請書類を遼寧省衛生計画委員会に提出する。
- ✚ 遼寧省衛生計画委員会は書類審査を行い、問題なければ専門家評価審査を行う。
- ✚ 専門家評価審査で問題がなければ、「医療機構設置批准書」（有効期間2年）を発行する。
- ✚ 遼寧省衛生計画委員会における上記手続きには、専門家評価審査の時間を除き、受理後20営業日を要する。

B) 申請書類

- ✚ 医療機構設置申請書（政府フォーム）
- ✚ フィージビリティースタディ報告書（「医療機構管理条例实施细则」第15条に合致すること）
- ✚ 住所選定報告書（「医療機構管理条例实施细则」第16条に合致すること）
- ✚ プロジェクト建議書
- ✚ 中外当事者の主体資格証明
- ✚ 法定代表者の身分証明書
- ✚ 建築平面図
- ✚ 中外当事者の信用証明書
- ✚ 新築の場合、土地使用、計画建設などの証明資料、賃貸借の場合は賃貸借契約書または不動産使用意向証明資料
- ✚ 中外当事者の承諾書（政府フォームあり）
- ✚ 護理院の営業許可証の副本
- ✚ 合弁契約または合作契約、定款
- ✚ 中国側が国有資産で出資した場合、国有資産評価報告書（国有資産の出

資がない場合は、国有資産出資がない旨の説明書)

- ✚ 代理申請の場合、代理人への授權委託書

(カ) 医療機構執業許可手続き

➤ 医療機構執業許可の申請前に行うべき手続き

a) 消防届出手続き

公安消防局において、建設工事消防設計届出および竣工検収消防届出を行う。養老院の営利企業の手続きと同様。9 ページの (カ) の a) の「消防届出手続き」を参照願いたい。

b) 環境評価手続き

環境保護局において、建設プロジェクト環境影響評価手続きを行う。

申請当局：護理院のベッド数による。

- ✓ 新設・増設ベッド数が 100 床以上の場合、資格を有する第三者機構に委託して「建設プロジェクト環境影響評価報告書」を作成し、大連市環境保護局に提出し、審査認可を得なければならない。
- ✓ 新設、増設ベッド数が 100 床以下の場合、資格を有する第三者機構に委託し「建設プロジェクト環境影響評価報告表」を作成し、大連市または区の環境保護局に提出し、審査認可を得なければならない。

➤ 医療機構執業許可手続き

A) 申請の流れ

- ✚ 下記の申請書類を揃え、大連市衛生計画委員会に提出する。
- ✚ 大連市衛生計画委員会は申請書類について初歩的に審査し、不備のない場合、現場検査を行う。
- ✚ 現場検査後問題がなければ、大連市衛生計画委員会は書類を受領後 2 週間以内に、医療機構執業に関する初歩的な審査認可意見を発行する。
- ✚ 当事者は大連市衛生計画委員会が発行した初歩的な審査認可意見および下記の申請書類を遼寧省衛生計画委員会に提出する。
- ✚ 遼寧省衛生計画委員会は、書類審査を行い、問題なければ専門家評価審査を行う。
- ✚ 専門家評価審査で問題なければ、「医療機構執業許可証」を発行する。
- ✚ 遼寧省衛生計画委員会における上記手続きには、専門家評価審査の時間を除いて、受理後 20 営業日を要する。

B) 申請書類

- ✚ 中外合弁・合作医療機構執業登記登録申請書（政府フォーム）
- ✚ 遼寧省衛生計画会の発行した「医療機構設置批准書」
- ✚ 新築の場合は竣工検収証明、賃借の場合は賃貸借契約書および不動産権利証書
- ✚ 建築平面図
- ✚ 資産評価報告書
- ✚ 護理院の規則制度および技術操作規範目次（具体的な内容は現場評価審査時に査閲する。）
- ✚ 招聘予定の衛生技術人員名簿（政府フォーム）
- ✚ 法定代表者または主要責任者および各科室責任者の職位証書（必要の場合はその他衛生技術人員の相応する証書の提出も必要）
- ✚ 消防検収合格証明書類
- ✚ 中外当事者の承諾書（政府フォームあり）
- ✚ 中外当事者の主体資格証明
- ✚ 護理院の営業許可証の副本
- ✚ 合弁契約または合作契約、定款
- ✚ 代理申請の場合、代理人への授權委託書

③ 日本企業が参入する際の障壁とアドバイス

「外商投資産業指導目録（2017年修正版）」によれば、医療機構は外商投資の制限類に該当し、外国投資者は中国において、合弁、合作の形態でのみ護理院を設立することができる。

医療機構については、2011年版の「外商投資産業指導目録」において、制限類から許可類に移行し、外資単独の医療機構の設立が認められた時期もあった。しかし、2015年版の「外商投資産業指導目録」において再度制限類となり、かつ、合弁・合作に限定された。

本報告書の作成時点において、大連市衛生計画委員会委員会の政策としては、外国資本による中外合弁、中外合作の医療機構の設置を歓迎するというものだ。

ただし、護理院は高齢者を対象にサービスを展開しても養老機構でないため、養老機構に対する各種の優遇政策を享受できないことに留意されたい。

3. 民間非企業の設立手続き

大連市衛生計画委員会への照会によれば、大連では涉外民間非企業の護理院を設立してもよいとのことである。本報告書の作成時点において、大連市には涉外民間非企業の護理院設立の先例がないが、「民間非企業単位登記管理暫定条例」第6条には、

民間非企業の登記部門は業務主管単位と同クラスの民政局であると規定され、大連の渉外民間非企業の護理院の登記手続きは、遼寧省民政庁にて行なうべきである。

しかし、各所に照会した所、遼寧省民政庁からは大連市民政局または民政部で登記すべきとの回答を受ける一方で、大連市民政局からは民政部で登記すべきだと回答された。民政部に対する電話での照会によれば、現在「民間非企業単位登記管理暫定条例」の改正中であり、渉外民間非企業は少なく、渉外民間非企業の登記部門がどのクラスの民政部門になるのかは未定の状況であり、現在渉外民間非企業の登記は受け付けていない、改正後の法令の公布を注視するようと回答された。

以下の渉外民間非企業の護理院の設立手続きは、中国国内資本による民間非企業の護理院の設立の手続きを参照し、かつ、渉外民間非企業の登記機関を大連市民政局として整理したものである。渉外民間非企業の護理院の登記機関については、関連法令の公布を注視されたい。

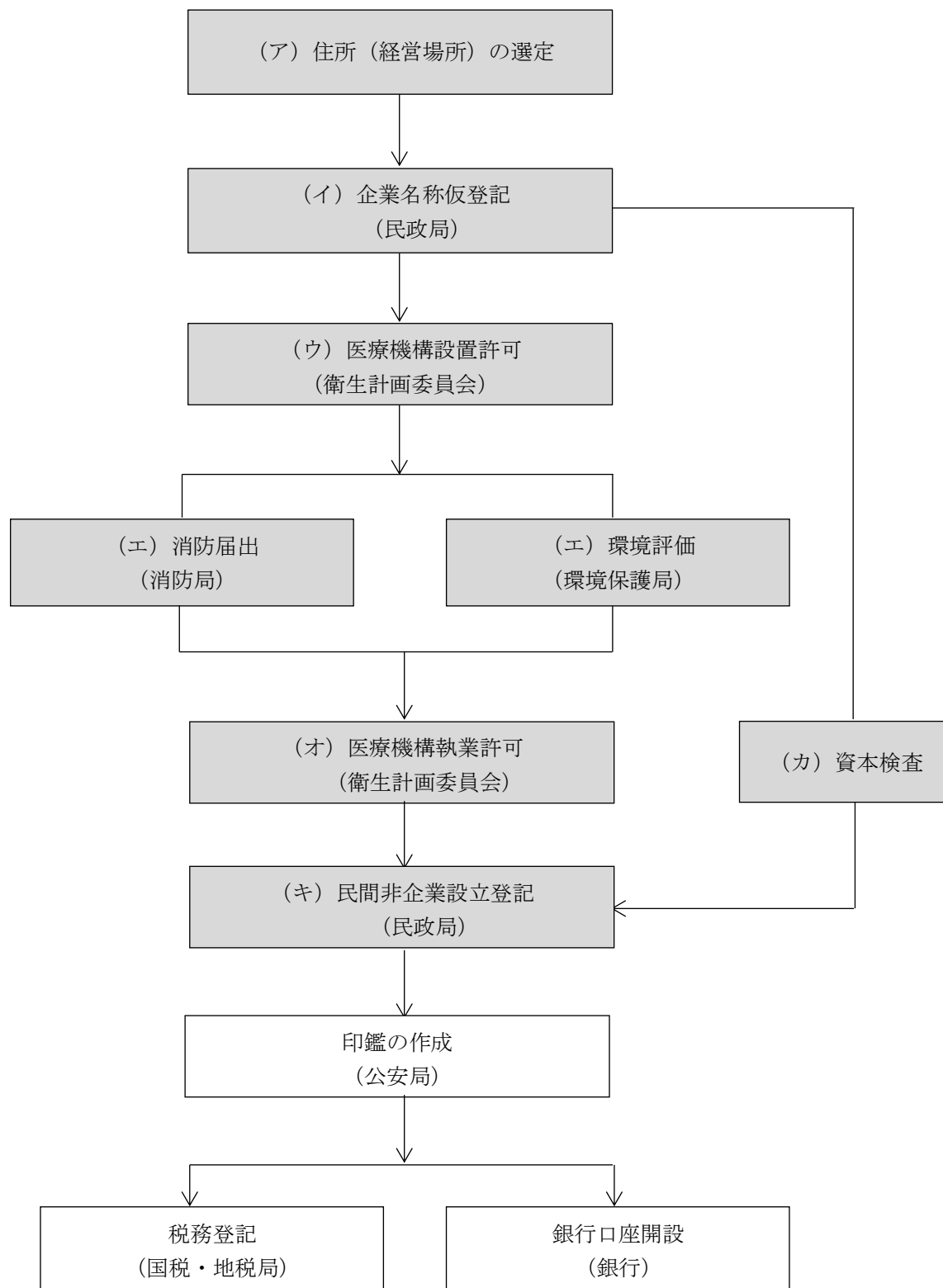
① 渉外民間非企業の形態での護理院の設立手続きに関するフローチャート

渉外民間非企業の護理院は、まず、衛生計画委員会において、医療機構設置、医療機構執業の審査認可手続きを行い、「医療機構設置批准書」、「医療機構執業許可証」を取得した後、次に、民政部門において民間非企業の登記手続きをし、「民間非企業単位登記証書」を取得する。

なお、次ページのフローチャートにおいては、護理院の設立に必須とされる手続きのみを紹介する。

渉外民間非企業の形態での護理院の設立手続きに関するフローチャート

(※灰色に色付けしている箇所の手続きについては、後段で詳しく説明する。)



② 具体的な設立手続

(ア) 住所（経営場所）の選定

営利企業の手続きと同様。20 ページ第 1 節の「住所（経営場所）の選定」を参照願いたい。

(イ) 企業名称仮登記手続き

養老院の民間非企業の手続きと同様。14 ページ第 1 節の「企業名称仮登記手続き」を参照願いたい。

(ウ) 医療機構設置許可手続き

営利企業の手続きと同様。22 ページ第 1 節の「医療機構設置許可手続き」を参照願いたい。但し、申請書類のうち、「護理院の営業許可証の副本」を「大連市社会組織名称仮登記通知単」に読み替えて頂きたい。

(エ) 消防届出および環境影響評価の手続き

▶ 消防届出手続き

公安消防局において、建設工事消防設計届出および竣工検収消防届出を行う。養老院の営利企業の手続きと同様。9 ページ第 1 節の (カ) の a) の「消防届出手続き」を参照願いたい。

▶ 環境評価手続き

環境保護局において、建設プロジェクト環境影響評価手続きを行う。営利企業の手続きと同様。23 ページ第 1 節の (カ) の b) の「環境評価手続き」を参照願いたい。

(オ) 医療機構執業許可手続き

営利企業の手続きと同様。23 ページ第 1 節の (カ) の「医療機構執業許可手続き」を参照願いたい。

(カ) 資本検査

養老院の民間非企業の手続きと同様。15 ページ第 1 節の (カ) の「資本検査」を参照願いたい。

(キ) 民間非企業設立登記手続き

養老院の民間企業の手続きと同様。15 ページの (キ) の「民間非企業設立登記手続き」を参照願いたい。但し、「民政部門の発行した『養老機構設立許可証』」を「衛生

計画委員会の発行した『医療機構執業許可証』に読み替えて頂きたい。

③ 日本企業が参入する際の障壁とアドバイス

護理院は、外商投資の制限類ではあるが、本報告書の作成時点において、大連市では中外合弁、中外合作による医療機構の設立を歓迎する方針であり、外商投資の制限類であるため、大連市の医療機構発展計画、参入標準などを理由に設立を制限する可能性は低いと思われる。

但し、護理院は養老機構でないため、高齢者を対象に医療サービスを提供しても中国の養老機構に対する優遇政策を享受することができないことに留意願いたい。

4. 養老機構内部における診療所、護理ステーションなどの医療機構の設置について

「医療機構管理条例」、「医療機構管理条例实施细则」、「中外合弁合作医療機構管理暫定弁法」などに基づき、中国における医療機構の設立は審査認可制を取っており、護理院、リハビリ病院などの医療機構を設立するには、上述の通り、手続きが複雑で、参入にあたってのハードルが高い。

中国は医療と介護の連結をさらに高めるため、2017年11月8日に「養老機構における医療機構の設置についての行政認可の取り消しと届出管理の実施に関する国家衛生計生委弁公庁の通知」（国衛弁医発[2017]38号）を公布し、養老機構内部における診療所、衛生所（室）、医務室、護理ステーション（以下「診療所など」という）の設置については、審査認可を取り消し、届出管理を実施するとした。同通知により、養老院内部に診療所などを設置する行政手続きが大きく簡素化された。

しかし、医療機構は外商投資の制限類であり、中外合弁・合作の形態（中国側資本30%以上）に限定されるため、中外合弁または合作の養老院のみが診療所などを設置することができ、外商独資の養老院は診療所などを設置することができないことに留意願いたい。「養老サービス業の発展を加速することに関する大連市人民政府の実施意見」（大政発[2014]55号）によると、大連市は養老機構に対し医療保健サービスの提供を要求しており、ベッド300床以下の養老機構には医務室または診療所を設置し、ベッド300床以上の養老機構には総合外来診療部（中国語：総合門診部）¹⁰を設置しなければならないとしている。医療と介護の連結は、今後さらに進展する見込みであり、医療サービスを提供できない養老院は激しい競争の中で生き残るのが難しくなる。そのため、政策が変更しない限り、養老院の設立も中外合弁または合作になり、養老院に対する外資参入の障害になるものと思われる。

¹⁰ 診療所と総合外来診療部は、建築面積、診療科の設置数、医師・看護婦の人数などが異なる。詳しくは「医療機構基本標準（試行）」を参照願いたい。

また、審査認可制から届出制に変更後、国内資本の養老院が診療所などを設置する場合、そもそも区衛生計画部門にて審査認可が行われていたため、届出に変わった後も区衛生計画部門に届け出ることは明確であるが、中外合弁、合作の場合、どのクラスの衛生計画委員会に届出るのは不明である。大連市および遼寧省の衛生計画委員会にそれぞれ照会したところ、いずれからも明確な回答を得ることができなかった。今後の政策や法令の公布を注視されたい。

(3) デイケアセンター

デイケアセンターは、社区介護サービスの一部であり、主に社区周辺の高齢者のためにデイケアサービスを提供する介護サービス施設である。大連市は2017年2月17日に「大連市において社区在宅介護サービスの『林海モデル』を広める実施方案」(大政発[2017]7号)を公布し、3~5年かけて大連市の社区において、情報プラットフォーム、デイケア、健康運動、家政サービスを提供する「林海モデル」を普及すると打ち出した。このような社区在宅介護サービスセンターの運営管理は、主に「公設民営」、「民営公助」などの形式を取る。

従って、デイケアセンターの設立にあたり、最も重要なことはその運営権の獲得(経営場所があること)である。

1. デイケアセンターの設立条件

デイケアセンターについて、「養老機構設立許可弁法」は適用されず、大連にはデイケアセンターの設立、運営、管理に関する地方性法令もない。建設部は、デイケアセンターの建設に関する「社区高齢者デイケアセンター建設標準」(建標143-2010)を制定し、民政部は、「社区高齢者デイケアセンターサービス基本要求」(GB/T 33168-2016)、「社区高齢者デイケアセンターサービス施設設備配置」(GB/T 33169-2016)を制定し、関連する基準を遵守することを推奨している。

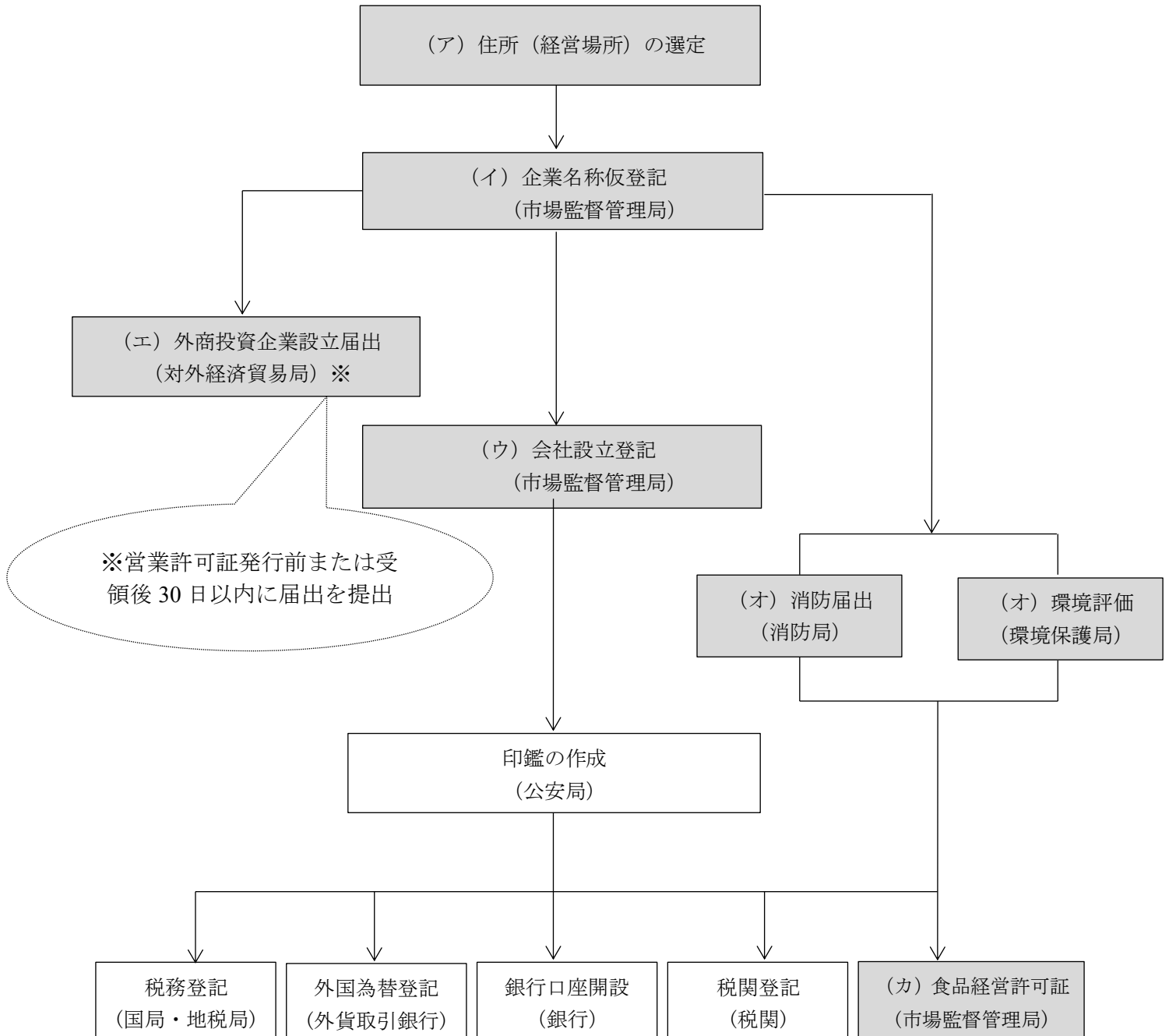
2. 営利企業の設立手続き

① 外商投資営利企業の形態でのデイケアセンターの設立手続きに関するフローチャート

デイケアセンターは、中国法における養老機構ではないため、「養老機構設立許可証」を取得する必要がない。デイケアセンターの運営権を取得できるのであれば、一般の外商投資企業を設立すればよいから、その設立手続きは容易である。

外商投資営利企業形態でのデイケアセンターの設立手続きに関するフローチャート

(※灰色に色付けしている箇所の手続きについては、後段で詳しく説明する。)



② 具体的な設立手続き

(ア) 住所（経営場所）の選定

デイケアセンターは、「公設民営」のモデルが多く、経営場所の選定というよりはデイケアセンターの運営権を獲得する必要がある。

もちろん、既存「公設民営」のモデルではなく、完全独立経営のデイケアセンターの設立も可能である。この場合は、住所（経営場所）の選定後、当該住所を管轄する公安消防局に対し、同地でのデイケアセンターの経営が可能か、可能な場合には満たすべき消防の要求を照会する。公安消防局から了承の旨回答を得た後、次のステップに進む。

(イ) 企業名称仮登記手続き

養老院の営利企業の手続きと同様。8ページの（ウ）の「企業名称仮登記手続き」を参照願いたい。

(ウ) 会社設立登記手続き

養老院の営利企業の手続きと同様。8ページの（エ）の「会社設立登記手続き」を参照願いたい。

(エ) 商務届出手続き

養老院の営利企業の手続きと同様。9ページの（オ）の「商務届出手続き」を参照願いたい。

(オ) 消防届出および環境影響評価の手続き

▶ 消防届出手続き

公安消防局において、建設工事消防設計届出および竣工検収消防届出を行う。養老院の営利企業の手続きと同様。9ページの（カ）の a) の「消防届出手続き」を参照願いたい。

▶ 環境評価手続き

環境保護局において、建設プロジェクト環境影響評価手続きを行う。養老院の営利企業の手続きと同様。10ページの（カ）の b) の「環境評価手続き」を参照願いたい。

(カ) 食品経営許可手続き

食品医薬品监督管理局において、食品経営許可の手続きを行う。養老院の営利企業の手続きと同様。10ページの（カ）の c) の「食品経営許可手続き」を参照願いたい。

③ 日本企業が参入する際の障壁とアドバイス

「外商投資産業指導目録（2017年修正版）」によれば、高齢者サービス機構は外商投資の奨励類であり、外国投資者は、合弁、合作、独資、パートナーシップの形態により、デイケアセンターの運営企業を設立することができる。

デイケアセンターの設立は、上述の通り容易であるが、その運営権の取得が重要となる。また、設立後デイケアセンターを運営するにあたり、経営項目によって相応の許可を取得しなければならないことにも留意されたい（例として、現在の老年活動センターをデイケアセンターに改築する業務を請け負った場合、消防、環境などの手続きが必要になるなど）。

3. 民間非企業の設立手続き

デイケアセンターは、「養老機構設立許可証」を取得する必要がなく、高齢者サービスに関する一般の渉外民間非企業を設立すればよいが、本報告書の作成時点において、その登記部門がどのクラスの民政部門になるのかが不明である。民政部に対し電話で照会したところ、現在「民間非企業単位登記管理暫定条例」の改正中であり、渉外民間非企業は少なく、渉外民間非企業の登記部門がどのクラスの民政部門になるのかは未定の状態であり、現在渉外民間非企業の登記は受け付けていない、改正後の法令の公布を注視するようとの回答があった。

大連においてデイケアセンターを運営する国内民間非企業は、区の民政局において設立登記をするが、区の民政局によっては設立手続きに差異が存在する。

したがって、渉外民間非企業のデイケアセンターの設立手続きについては、「民間非企業単位登記管理暫定条例」の改正版の公布、遼寧省、大連市における関連政策、法令の制定・公布を注視されたい。

第2節 瀋陽市における介護・福祉施設の設立手続き

(1) 養老院

瀋陽市民政局によれば、本報告書の作成時点では、瀋陽市において、営利・非営利を問わず、外商投資による養老院設立の先例はないとのことである。以下の設立手続きは、養老院の設立に関する現行の関連法令および関連当局に対する面談や電話による照会結果に基づき、かつ、中国国内資本による養老院設立の流れを参照し整理したものである。

1. 養老院の設立条件

養老院を設立するためには、営利、非営利を問わず、次の条件に合致しなければならない（「養老機構設立許可弁法」第6条、「遼寧省養老機構設立許可実施細則」第6条、「瀋陽市養老機構設立許可実施細則」第6条）。

- ✚ 関連規範に合致する名称、住所、定款および管理制度を有すること
- ✚ 養老院に関する規範や技術基準に合致し、かつ、国の環境保護、消防安全、衛生防疫などの要求にふさわしい、基本的な生活用の居室、施設設備と活動用スペースを有すること
- ✚ サービスを提供することにふさわしい管理者、専門技術者、ケアワーカーを有すること
- ✚ サービス内容と規模にふさわしい資金を所有していること
- ✚ ベッド数を10床以上有すること
- ✚ サービス内容に基づき、「高齢者建築設計規範」（建標[1999]131号）、「高齢者社会福利機構基本規範」（MZ008-2001）または「高齢者養護院建設標準」（建標144-2010）の要求する面積に達すること
- ✚ 法律や法規が定めたその他の条件を満たすこと

また、上記の条件とは異なり義務化されていないものの、瀋陽市民政局は、「養老機構基本規範」（GB/T29353-2012）、「養老機構安全管理」（MZ/T032-2012）の遵守を推奨している。

2. 営利企業の設立手続き

本報告書の作成時点では、瀋陽市において、外商投資による営利企業の養老院設立の先例はないものの、以下で説明する全体的な流れに問題はないと考えられる。ただし、必要書類、所要日数などについては、実際に手続きを進めるにあたり若干異なる可能性があることに留意されたい。

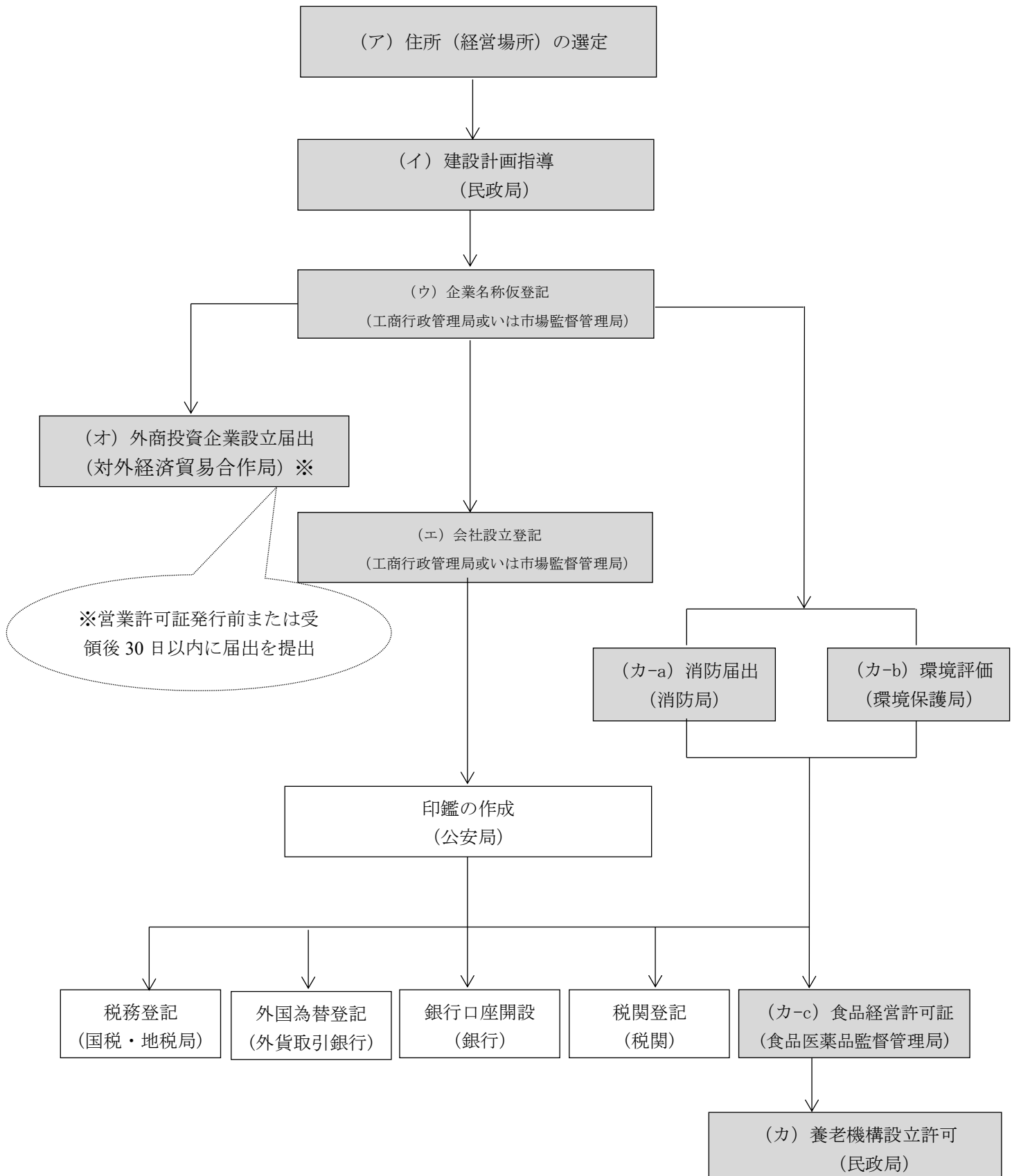
① 外商投資営利企業の形態での養老院の設立手続きに関するフローチャート

外商投資営利企業の養老院は、まず、外商投資企業の設立手続きを行い「営業許可証」の取得後、次に、民政部門において「養老機構設立許可証」の審査認可を行う。

「養老機構設立許可証」の取得前に、養老院はいかなる事由によっても高齢者の入居を受け入れてはならない。

なお、次ページのフローチャートにおいては、養老院の設立に必須とされる手続きのみを紹介する。

外商投資営利企業の形態での養老院の設立手続きに関するフローチャート
 (※灰色に色付けしている箇所の手続きについては、後段で詳しく説明する。)



② 具体的な設立手続き

(ア) 住所（経営場所）の選定

養老院の住所（経営場所）は、住宅では認められず、また建築面積は200平方メートル以上でなければならない。賃貸借の場合、契約期間は5年以上でなければならない。

養老院の経営場所を選定後、当該住所を管轄する公安消防局に対し、同地での養老院の経営が可能か、可能な場合には満たすべき消防要求を照会する。公安消防局から了承の旨回答を得た後、次のステップに進む。

なお、国から土地所有権を賃貸借または払い下げ方式により取得し、養老院の建物を建設する方法もあるが、本報告書においては省略する。養老院の土地所有権の取得については、「養老サービス施設用地指導意見」（国土資庁発〔2014〕11号）などを参照願いたい。但し、同指導意見の有効期間が5年であることに留意されたい。

(イ) 建設計画指導

「瀋陽市養老機構設立許可実施細則」第10条、第11条の規定に基づき、会社は瀋陽市民政局に対し、次の資料を提出して、養老院の建設計画指導（住所の選定を含む）を申請することができる。瀋陽市民政局によれば、場合によっては次の資料を全て揃える必要はないとのことである。

- ✚ 養老機構建設計画指導申請表（政府フォーム）
- ✚ 養老院建設計画人の資格証明（自然人の場合は、身分証明および履歴書）
- ✚ 都市企画にふさわしい土地の合法的使用証明または経営場所の自社所有不動産権利証書や賃貸借契約書
- ✚ フィージビリティ・スタディ報告書または建設方案
- ✚ 合弁、合作の場合は、当事者が共同に署名した法律文書
- ✚ 養老院建設計画人の資産証明材料など

瀋陽市民政局は申請を受けた後、口頭または書面の建設計画指導意見を提出する。養老院の建設計画指導の申請は、必須とされる手続きではないが、養老院の設立において最も重要なことは民政部門における養老機構設立許可の取得である。よって、住所をまず選定し、公安消防局から了承の旨回答を得た場合、瀋陽市民政局に対し、建設計画指導に関する照会までは行わずとも、少なくとも当該住所で養老院の経営が可能かを照会することをお勧めする。瀋陽市民政局の意向を確認後、次のステップに進むよう、強く推奨する。

(ウ) 企業名称仮登記手続き

A) 申請当局

- ✚ 養老院設立予定所在地が和平区、瀋河区、大東区、皇姑区の場合は、瀋陽市工商行政管理局
- ✚ 養老院設立予定所在地が自由貿易区、渾南新区、于洪区、鉄西区、張士区、瀋北新区の場合は、各区の市場監督管理局

B) 申請書類

- ✚ 企業名称仮登記申請書（政府フォーム）
- ✚ 指定代表または共同委託代理人の証明（政府フォーム）
- ✚ すべての投資者の資格証明（外国語の場合、翻訳会社の社印が押印された中国語訳も提出する）

C) 所要日数：1～3 営業日

D) 取得する許認可証書または文書：「外商投資企業名称仮登記通知書」

「外商投資企業名称仮登記通知書」には、仮登記された企業名称の保留期限が記載されており（保留期間は6ヶ月）、当該保留期限までに会社設立登記手続きを行わなければならない。仮登記された企業名称の保留期限は、1回に限り6ヶ月延長することができる。

(エ) 会社設立登記手続き

A) 申請当局

企業名称仮登記と同様。

- ✚ 養老院設立予定所在地が和平区、瀋河区、大東区、皇姑区の場合は、瀋陽市工商行政管理局
- ✚ 養老院設立予定所在地が自由貿易区、渾南新区、于洪区、鉄西区、張士区、瀋北新区、新民市、遼中県の場合は、各区の市場監督管理局

B) 申請書類

- ✚ 外商投資企業設立登記申請書（政府フォーム）
- ✚ 指定代表または共同委託代理人の証明（政府フォーム）
- ✚ 外商投資企業名称仮登記通知書（当局が発行したもの）
- ✚ 会社の定款、合弁、合作企業の場合は合弁契約書、合作契約書をも提出
- ✚ 投資主体としての資格証明または自然人の身分証明（外国投資者の主体資格証明または身分証明は、所在国の公証機関による公証を経て、かつ、中国の当該国駐在の大使（領事）館による認証を済ませたもの。証明書が外国語の場合、翻訳会社の社印が押印された中国語訳も提出すること。）

- ✚ 董事、監事、総経理の任命文書および身分証明書
- ✚ 法定代表者の任命文書および身分証明書
- ✚ 住所の合法的使用証明（自社所有の不動産権利証書、賃借の場合は賃貸借契約書と家主の不動産権利証書）
- ✚ 住所（経営場所）承諾書（政府フォームあり）
- ✚ 外商投資企業法律文書送達授權委託書（政府フォーム）
- ✚ その他

C) 所要日数：3～5 営業日

D) 取得する許認可証書または文書：「営業許可証」

(オ) 外商投資企業設立届出手続き

「外商投資企業の設立および変更における届出管理に関する暫定弁法（2017年修正）」第5条に基づき、商務部門における外商投資企業の設立届出手続きは、名称仮登記後、営業許可証の発行前、あるいは、営業許可証の発行後30日以内のいずれの時点でも行うことが可能である。

- A) まず、商務部の業務システム統一プラットフォーム（企業用）（外商投資総合管理応用）（<http://wzzxbs.mofcom.gov.cn/entpIndex.html>）において、必要事項を記入し、オンライン上の届出を行う。
- B) 次に、商務部門の確認を待つ。通常3営業日を要する。
- C) 商務部門で「外商投資企業設立届出受領書」を受領する。
受領部門：
 - ✚ 自由貿易区の企業は、自由貿易区対外経済貿易合作局
 - ✚ その他の企業は、瀋陽市対外経済貿易合作局

(カ) 養老機構設立許可証の取得手続き

➤ 養老機構設立許可の申請前に行うべき手続き

a) 消防届出手続き

公安消防局において、建設工事消防設計届出および竣工検収消防届出を行う。消防手続きは一般的に内装会社または建築会社が代行する。

申請当局：養老院の建築面積による。

- ✓ 300平方メートル以下の場合、消防手続きは不要
- ✓ 300～5,000平方メートルの場合、区の公安消防局
- ✓ 5,000平方メートル以上または新築の場合、瀋陽市公安消防局

b) 環境評価手続き

環境保護局において、建設プロジェクト環境影響評価手続きを行う。

申請当局：養老院の建築面積による。

- ✓ 5,000 平方メートル以下の場合、環境影響評価は不要
(一般の飲食店は、面積の広さに関わらず、環境影響評価登記表の届出を要する。しかし、養老院の院内食堂の場合、環境影響評価登記表の届出が必要か否かは、区によって扱いが異なる。よって、設立時の確認が必須。)
- ✓ 5,000～50,000 平方メートルの場合、建設プロジェクト環境影響登記表届出システム（遼寧省）(<http://218.60.147.244/REG/>) でオンライン上の届出を行う。届出番号が形成された後、登記表を印刷し、同表に法定代表者の署名後、所在地の区環境保護局に提出する。
- ✓ 50,000 平方メートル以上の場合、資格を有する第三者機構に委託し「建設プロジェクト環境影響評価報告表」を作成し、区または市の環境保護局に提出し、審査認可を得なければならない。

c) 食品経営許可手続き

申請当局：区食品医薬品监督管理局

申請の流れ（和平区の場合）：

- ✓ 営業許可証とともに区食品医薬品监督管理局に対し食品経営許可の申請を行う。
- ✓ 区食品医薬品监督管理局が経営場所に出向き現場検査を行う。
- ✓ 現場検査後に問題がなければ、下記の申請書類を受領する。
- ✓ 申請書類に問題がなければ、20 営業日以内（実際は、通常 3～5 営業日）に「食品経営許可証」を発行する。

申請書類（和平区の場合）：

- ✓ 食品経営許可申請表（政府フォーム）
- ✓ 営業許可証の副本の写し
- ✓ 法定代表者の身分証明書の写し
- ✓ 食品安全管理人員の身分証明書の写しおよび健康証明、食堂従業員
の健康診断証明の写し
- ✓ 食品安全施設設備リスト
- ✓ 食堂の平面図、設備配置図、加工工程、衛生施設の見取図
- ✓ 食品安全自己検査、従業員の健康管理、仕入れ検査記録、食品安
全事故処置など食品安全保証に関する規則制度
- ✓ その他

➤ **養老機構設立許可手続き**

A) 申請当局

- ✚ 瀋陽市民政局

B) 申請の流れ

- ✚ 瀋陽市民政局に申請書類を提出する。
- ✚ 書類に不備がなければ、瀋陽市民政局は書類の受理日より 20 営業日以内に現場検査を行う。
- ✚ 現場検査を経て養老機構の設立条件に合致すると判断した場合、瀋陽市民政局は、遼寧省民政庁に報告する。
- ✚ 遼寧省民政庁は、瀋陽市民政局の報告を受け、「養老機構設立許可証」を発行する。(養老機構の審査許可の権限は実際に瀋陽市民政局にあり、遼寧省民政庁は単に証書を発行するのみと理解してよい。)

C) 申請書類

- ✚ 養老機構設立申請書 (政府フォーム)
- ✚ 法定代表者の身分証明
- ✚ 営業許可証の副本の写し、定款、管理制度
- ✚ 対外経済貿易合作局が発行した「外商投資企業設立届出受領書」
- ✚ 新築の場合は建設単位の竣工検収合格証明、賃貸借の場合には賃貸借契約書 (賃貸借期間 5 年以上) および不動産権利証書、不動産所有者の身分証明書
- ✚ 公安消防局の発行した建設工事消防設計届出表、竣工検収消防届出表
- ✚ 環境保護局の発行した建設プロジェクト環境影響評価に関する書類
- ✚ 食品医薬品监督管理局の発行した「食品経営許可証」
- ✚ 管理者、専門技術者、ケアワーカーの名簿、身分証明書類および健康状況証明書
- ✚ その他の必要書類

D) 取得する許認可証書または文書：「養老機構設立許可証」

「養老機構設立許可証」の有効期間は 5 年。有効期限満了の 30 日前に、「養老機構設立許可証」の正本と副本、営業許可証の副本、養老機構サービス提供状況報告とともに、瀋陽市民政局にて「養老機構設立許可証」の更新の申請をしなければならない。

③ **日本企業が参入する際の障壁とアドバイス**

「外商投資産業指導目録 (2017 年修正版)」によれば、養老機構は外商投資の奨励類に該当し、外国投資者は、合弁、合作、独資、パートナーシップのいずれかの形態

で、養老院を設立することができる。外商投資による養老機構の設立は、従前から外商投資の奨励類だったが、中国全土においても外商投資の養老院はさほど多くない。

中国高齢者科学研究センターが2015年7月16日に発表した「中国養老機構発展研究報告書」によると、天津、ハルビン、重慶、武漢など12都市の257の養老機構に対して調査した結果、約3割（32.5%）の養老院が赤字で、利益を計上しているのはわずか19.4%であるという。

中国の養老サービス市場は巨大な潜在的市場とはいえ、企業は参入前に十分な現地調査を行ったうえで、慎重に判断することが望まれる。

3. 民間非企業の設立手続き

本報告書作成時点において、瀋陽市には涉外民間非企業の養老院設立の先例はない。「民間非企業単位登記管理暫定条例」第6条には、民間非企業の登記部門は業務主管単位と同クラスの民政局であると定められており、規定上は瀋陽の涉外民間非企業の養老院の登記手続きは、瀋陽市民政局（または遼寧省民政庁）にて行うべきである。

しかし、各所に照会したところ、瀋陽市民政局からは民政部で登記すべきとの回答を受けた一方で、遼寧省民政庁からは瀋陽市民政局または民政部で登記すべきと回答を受けた。民政部に対し電話で照会したところ、現在「民間非企業単位登記管理暫定条例」の改正中であり、涉外民間非企業は少なく、涉外民間非企業の登記部門がどのクラスの民政部門になるかは未定の状態であり、現在涉外民間非企業の登記は受け付けていない、改正後の法令公布を注視するようとの回答を受けた。

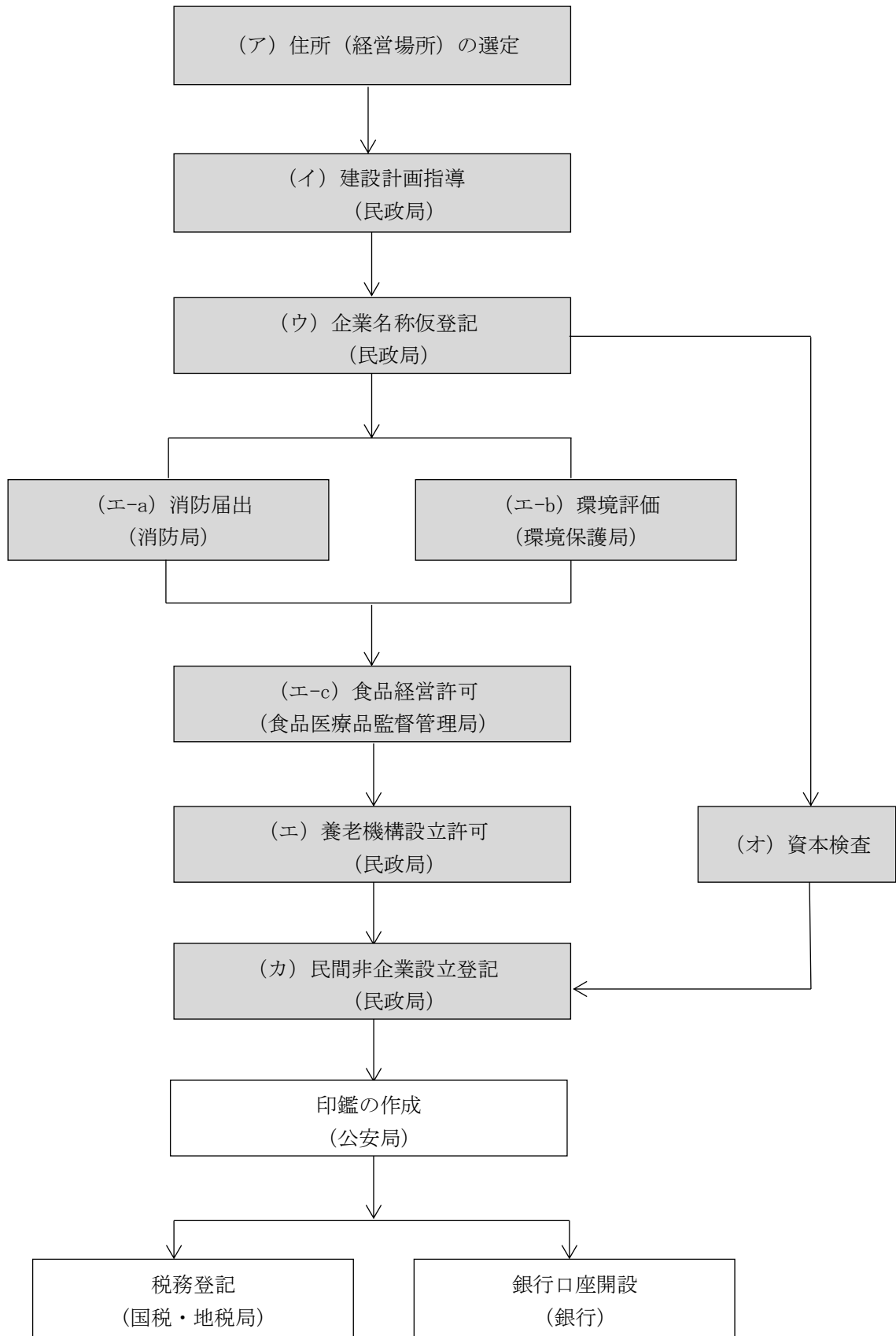
以下の涉外民間非企業の養老院の設立手続きは、中国国内資本による民間非企業の養老院の設立の手続きを参照し、かつ、涉外民間非企業の登記機関を瀋陽市民政局としたものである。上記の通り、涉外民間非企業の養老院の登記機関については、関連法令の公布を注視されたい。

① 涉外民間非企業の形態での養老院の設立手続きに関するフローチャート

涉外民間非企業の養老院は、まず、民政部門において「養老機構設立許可証」の審査認可手続きを行ない、「養老機構設立許可証」を取得した後、民政部門において民間非企業の登記手続きを行い、「民間非企業単位登記証書」を取得する。

なお、次ページのフローチャートにおいては、養老院の設立に必須とされる手続きのみを紹介する。

渉外民間非企業形態での養老院の設立手続きに関するフローチャート
 (※灰色に色付けしている箇所の手続きについては、後で詳しく説明する。)



② 具体的な設立手続き

(ア) 住所（経営場所）の選定

営利企業の手続きと同様。36 ページの（ア）の「住所（経営場所）の選定」を参照したい。

(イ) 建設計画指導

「瀋陽市養老機構設立許可実施細則」第 10 条、第 11 条の規定に基づき、会社は瀋陽市民政局に対し、次の資料を提出し、養老院の建設計画指導（住所の選定を含む）を申請することができる。瀋陽市民政局によれば、場合によっては次の資料を全て揃える必要がないとのことである。

- ✚ 養老機構建設計画指導申請表（政府フォーム）
- ✚ 養老院建設計画人の資格証明（自然人の場合は、身分証明および履歴書）
- ✚ 都市企画に相応しい土地の合法的使用証明または経営場所の自社所有不動産権利証書や賃貸借契約書
- ✚ フィージビリティ・スタディ報告書または建設方案
- ✚ 合弁、合作の場合は、当事者が共同に署名した法律文書
- ✚ 養老院建設計画人の資産証明材料など

瀋陽市民政局は申請を受けた後、現場確認を経て、まずは、口頭で建設計画指導意見を提出する。次に、下記の名称仮登記手続きを経た後、書面の「養老機構設立建設計画指導意見書」を発行する。

(ウ) 企業名称仮登記手続き

- A) 申請当局
 - ✚ 瀋陽市民政局
- B) 申請書類一なし
- ✚ 「民間非企業单位名称管理暫定規定」の規定に合致する名称を用意すること。
- C) 所要日数：1～3 営業日
- D) 取得する許認可証書または文書：「瀋陽市社会組織名称仮登記通知単」

(エ) 養老機構設立許可手続き

- 養老機構設立許可の申請の前に行うべき手続き
 - a) 消防届出手続き
公安消防局において、建設工事消防設計届出および竣工検収消防届出を

行う。営利企業の手続きと同様。38 ページの（カ）の a）の「消防届出
手続き」を参照願いたい。

b) 環境評価手続き

環境保護局において、建設プロジェクト環境影響評価手続きを行う。営
利企業の手続きと同様。38 ページの（カ）の b）の「環境評価手続き」
を参照願いたい。

c) 食品経営許可手続き

申請当局：区食品医薬品监督管理局

申請の流れ（和平区の場合）：

- ✓ 瀋陽市社会組織名称仮登記通知単、養老機構設立建設計画指導意見
書とともに区食品医薬品监督管理局に対し食品経営許可の申請を
行う。
- ✓ 区食品医薬品监督管理局が経営場所に出向き現場検査を行う。
- ✓ 現場検査後に問題がなければ、下記の申請書類を受領する。
- ✓ 申請書類に問題がなければ、20 営業日以内（実際は、通常 3～5 営
業日）に「食品経営許可証」を発行する。

申請書類（和平区の場合）：

- ✓ 食品経営許可申請表（政府フォーム）
- ✓ 瀋陽市社会組織名称仮登記通知単、養老機構設立建設計画指導意見
書の写し
- ✓ 法定代表者の身分証明書の写し
- ✓ 食品安全管理人員の身分証明書の写しおよび健康証明、食堂従業人
員の健康診断証明の写し
- ✓ 食品安全施設設備リスト
- ✓ 食堂の平面図、設備配置図、加工工程、衛生施設の見取図
- ✓ 食品安全自己検査、従業人員の健康管理、仕入れ検査記録、食品安
全事故処置など食品安全保証に関する規則制度
- ✓ その他

➤ **養老機構設立許可手続き**

申請当局、申請の流れ、取得する許認可証書または文書については、営利企
業の手続きと同様である。40 ページの（カ）の「養老機構設立許可手続き」
を参照願いたい。

申請書類は次の通りである。

- ✚ 養老機構設立申請書（政府フォーム）
- ✚ 申請者、法定代表者または主要責任者の資格証明文書
- ✚ 瀋陽市社会組織名称仮登記通知単、定款、管理制度
- ✚ 新築の場合は建設単位の竣工検収合格証明、賃貸借の場合は賃貸借契約書（賃貸借期間：5年以上）および不動産権利証書、不動産所有者の資格証明書
- ✚ 公安消防局の発行した建設工事消防設計届出表、竣工検収消防届出表
- ✚ 環境保護局の発行した建設プロジェクト環境影響評価に関する書類
- ✚ 管理者、専門技術者、ケアワーカーの名簿、身分証明書類および健康状況証明書
- ✚ その他の必要書類

(オ) 資本検査

資本検査の流れ

- ✚ 「瀋陽市社会組織名称仮登記通知単」および「養老機構設立許可証」とともに、銀行において臨時預金口座を開設する。渉外機構であるため、銀行にて外国為替登記を要する可能性あり。
- ✚ 臨時預金口座に開設資金を振り込む。
- ✚ 会計士事務所に委託し出資検証を行い、「出資検証報告書」を発行してもらう。

(カ) 民間非企業設立登記手続き

A) 申請当局

- ✚ 瀋陽市民政局（渉外民間非企業の登記機関に関する法令の公布を注視されたい）

B) 申請の流れ

- ✚ 瀋陽社会組織網においてオンライン上の登記申請を行う。
(http://124.95.131.18:8085/cas-server/login?service=http%3A%2F%2F124.95.131.18%3A8085%2Fhome%2Fj_spring_cas_security_check&renew=true)
- ✚ 瀋陽市民政局の審査を通過後、下記の申請書類を提出する。

C) 申請書類

- ✚ 民間非企業単位設立登記申請書（政府フォーム）
- ✚ 民政部门の発行した「養老機構設立許可証」（取得後 30 日以内に、民間

非企業の登記申請が必要。)

- ✚ 定款
- ✚ 資格を有した会計士事務所の発行した「出資検証報告書」(6ヶ月以内のもの)
- ✚ 住所の合法的使用証明(新築の場合は建設単位の竣工検収合格証明、賃貸借の場合は賃貸借契約書および不動産権利証書)
- ✚ 住所(経営場所)の消防検収合格証明
- ✚ 住所(経営場所)の承諾書(政府様式あり)
- ✚ 法人登記表、法定代表者登記表、内部機構届出表(オンライン上で記入後に印刷したもの)(法定代表者のサイン)
- ✚ 定款確認表(オンライン上で記入後に印刷し、瀋陽市民政局の印鑑を押印)

D) 所要日数: 30 営業日(実際にはそれほどかからない)

E) 取得する許認可証書または文書: 「民間非企業単位登記証書」

③ 日本企業が参入する際の障壁とアドバイス

「国務院弁公庁の養老サービス市場の全面開放、養老サービスの質の向上に関する若干意見」(国弁発[2016]91号)では、外国投資者による非営利性養老機構の設立を奨励し、設立された非営利性養老機構は、中国国内資本による非営利性養老機構と同等の優遇措置を受けることが可能であると明確に打ち出している。同意見の付属書類「重点任务の分担および進捗手配表」によれば、この任務は2016年12月末に完了予定とされている。

しかし、国の政策を地方において具体的に実施される為には一定期間を要する場合もあり、瀋陽市民政局への照会によれば、本報告書作成時点において、瀋陽では未だ涉外民間非企業の形態による養老院の設立は不可であり、外国投資者には営利性の養老院の設立のみが容認されるとのことである。

涉外民間非企業形態の養老院の設立については、「民間非企業単位登記管理暫定条例」の改正版の公布、遼寧省、瀋陽市における関連政策、法令の制定・公布を注視されたい。

(2) 護理院

中国法において、護理院は養老機構ではなく、医療機構の範疇に属する。「外商投資産業指導目録(2017年修正版)」によれば、医療機構は外商投資の制限類であり、外国投資者は合弁、合作の形態でのみ、護理院を設立することができる。

1. 護理院の設立条件

護理院を設立するためには、営利性、非営利性を問わず、次の条件に合致しなければならない（「中外合弁合作医療機構管理暫定弁法」第6～8条）。

① 中外当事者の要件

中外当事者双方は、独立して民事責任を負う主体でなければならない。中外当事者双方は、直接または間接的に医療衛生の投資と管理に従事した経験を有し、かつ、次の要求のいずれかに該当しなければならない。

- ✚ 国際的に先進的な医療機関の管理経験、管理モデルおよびサービスモデルを提供できること。
- ✚ 国際的に先進的な水準の医学技術および設備を提供できること。
- ✚ 当該地区の医療サービス能力、医療技術、資金および医療施設の不足を補完または改善できること。

② 護理院が備えるべき条件

- ✚ 必ず独立した法人であること。
- ✚ 総投資額は、2,000 万元を下回らないこと。
- ✚ 合弁・合作の中国側当事者が護理院で占める出資持分比率または権益は30%を下回らないこと。
- ✚ 合弁・合作期間は、20 年を超えないこと（期間満了前に延長の再申請・再許可が必要）。
- ✚ 衛生部の制定した「護理院基本標準（2011 版）」を実行すること。
- ✚ 省級以上の衛生行政部門の定めるその他の条件を満たすこと。

2. 営利企業の設立手続き

瀋陽市衛生計画委員会によれば、瀋陽市において、外商投資による営利企業の医療機構設立の先例はないものの、本報告書作成時点において、韓国の美容院に関するプロジェクトについて審査認可中であるという。外商投資による営利企業の護理院設立の先例はないものの、下記の設立手続きの流れに問題はないと思われるが、必要書類、所要日数などについては、実際に手続きを進めるにあたり若干異なる可能性があることに留意されたい。

① 外商投資営利企業の形態での護理院の設立手続きに関するフローチャート

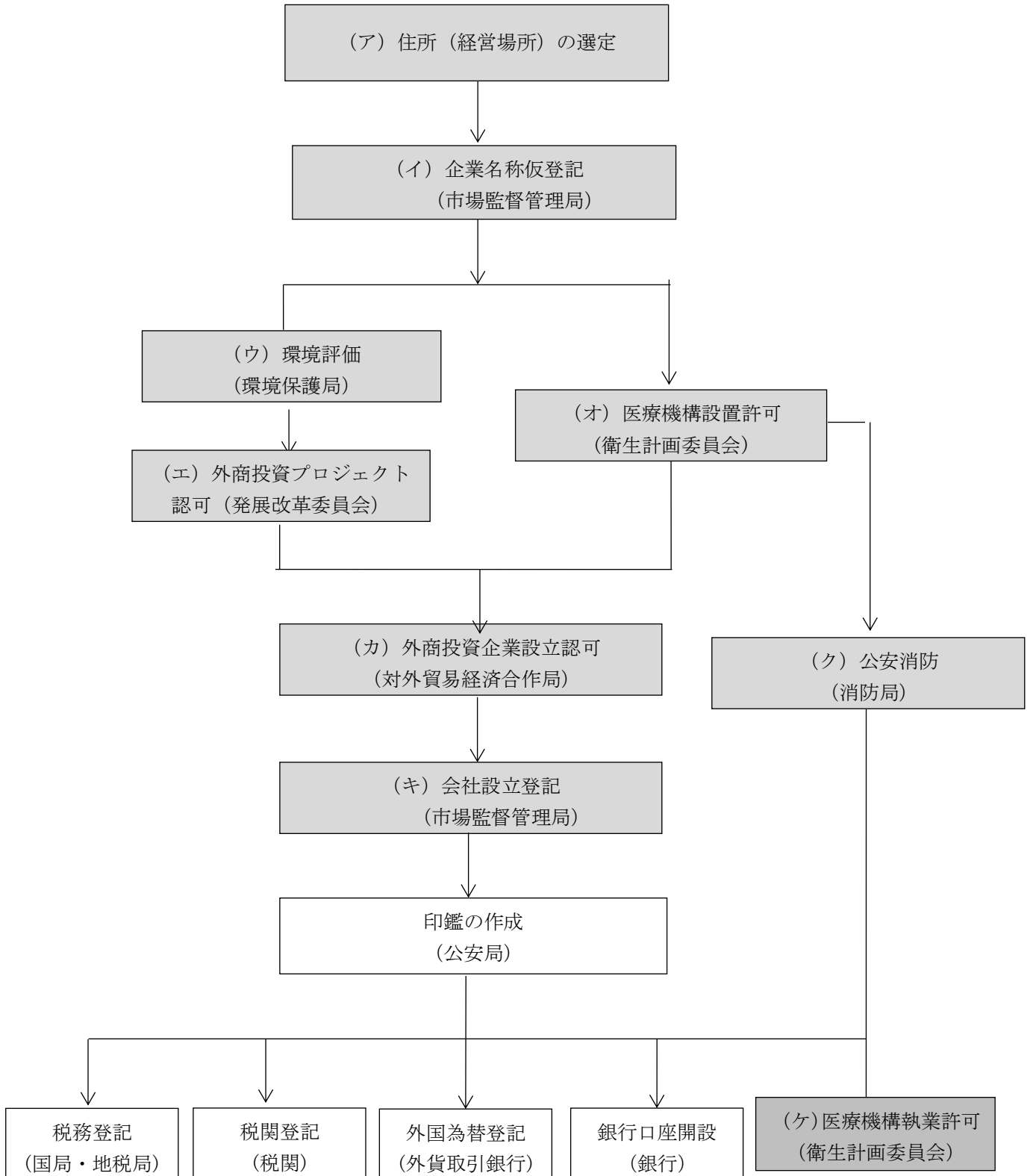
外商投資営利企業の護理院は、まず、改革および発展委員会、商務部門、衛生計画委員会における審査認可を経て、「営業許可証」の取得後、次に、衛生計画委員会において、医療機構執業許可手続きを行う。「医療機構執業許可証」を取得する前に、

護理院はいかなる事由によっても診療活動を行ってはならない。

なお、以下のフローチャートにおいては、護理院の設立に必須とされる手続きのみを紹介する。

外商投資営利企業の形態での護理院の設立手続きに関するフローチャート

(※灰色に色付けしている箇所の手続きについては、後段で詳しく説明する。)



② 具体的な設立手続き

(ア) 住所（経営場所）の選定

護理院の住所（経営場所）は住宅では認められず、建築面積は「護理院基本標準（2011版）」の要求に合致しなければならない。護理院の設立と運営にあたっては、瀋陽市の医療機構の設置計画に合致しなければならない。

護理院の経営場所をまず選定した後、当該住所を管轄する公安消防局に対し、当該住所で護理院の経営が可能か、可能である場合にはどのような消防要求を満たさなければならないかを照会する。公安消防局から了承の旨回答を得た後、設立予定所在地の区の衛生計画委員会に対し、同地で護理院の設置が可能かを照会する。了承の旨回答を得た後、次のステップに進む。

なお、国から土地使用权を賃貸借または払い下げ方式により取得し、護理院の建物を建設する方法もあるが、本報告書においては省略する。

(イ) 企業名称仮登記手続き

養老院の営利企業の手続きと同様。37 ページの（ウ）の「企業名称仮登記手続き」を参照願いたい。

(ウ) 環境評価手続き

申請当局：護理院の建築面積による。

- ✚ 新築、増築ベッド100床以上の場合、資格を有する第三者機構に委託して「建設プロジェクト環境影響評価報告書」を作成し、瀋陽市環境保護局に提出し、審査認可を得なければならない。
- ✚ その他の場合は、資格を有する第三者機構に委託し「建設プロジェクト環境影響評価報告表」を作成し、瀋陽市または区の環境保護局に提出し、審査認可を得なければならない。

(エ) 外商投資プロジェクト認可手続き

A) 申請の流れ

投資総額が3億米ドル以下の場合

- ✚ 下記の申請書類を揃えて、瀋陽市発展改革委員会に提出し、初歩的に審査を受ける。
- ✚ 書類に不備がなければ、瀋陽市発展改革委員会は7業務以内に、許可申請書（中国語：請示）を発行する。
- ✚ 当事者は、瀋陽市発展改革委員会の発行する許可申請書および下記の申請書類を遼寧省発展改革委員会に提出する。

- ✚ 遼寧省發展改革委員会は、プロジェクトについて審査を行い、問題なければ20営業日で認可する。
- ◆ 投資総額が3億米ドル以上の場合
遼寧省發展改革委員会が初歩的な審査を行い、国家發展改革委員会に報告し、国家發展改革委員会が審査認可する。

B) 申請書類

- ✚ プロジェクト申請報告書（内容は、「外商投資プロジェクト認可および届出管理弁法」第8条、第10条、「遼寧省外商投資プロジェクト認可暫定弁法」第6条の規定に合致すること）
- ✚ 中外投資者の主体資格証明、会計監査を経た最新の財務諸表、資金信用証明
- ✚ 投資意向書
- ✚ 銀行発行の融資意向書
- ✚ 環境部門の発行した環境影響評価意見書
- ✚ 都市企画行政部門の提供した住所選定意見書（土地使用权を割当方式により取得する場合のみ）
- ✚ プロジェクト用地予備審査意見書（許可された建設用地範囲内において改築、増築する場合、プロジェクト用地予備審査意見書は不要）
- ✚ 国有資産または土地使用权で出資する場合、資質のある評価機構の評価報告書および国有資産監督管理局の確認文書
- ✚ その他

C) 取得する許認可証書または文書：「外商投資プロジェクト認可決定書」

(オ) 医療機構設置許可の手続き

A) 申請の流れ

- ✚ 下記の申請書類を揃えて、瀋陽市衛生計画委員会に提出する。
- ✚ 瀋陽市衛生計画委員会は申請書類について初歩的に審査した後、不備のない場合、所在地の区衛生計画委員会に対し、設置意見を求める。
- ✚ 所在地の区衛生計画委員会は、市衛生計画委員会の設置意見を求める書簡を受領した後、申請者に連絡して現場検査を行う。
- ✚ 現場検査後に問題がなければ、区衛生計画委員会は瀋陽市衛生計画委員会に対し、設置意見を報告する。
- ✚ 瀋陽市衛生計画委員会は、初歩的な審査認可意見を発行する。
- ✚ 瀋陽市衛生計画委員会における上記手続きには一般的に10営業日かかる（区衛生計画委員会による現場検査時間を除く）。

- ✚ 当事者は瀋陽市衛生計画委員会の発行した初歩的な審査認可意見および下記の申請書類を遼寧省衛生計画委員会に提出する。
- ✚ 遼寧省衛生計画委員会は、書類審査を行い、問題がなければ専門家評価審査を行う。
- ✚ 専門家評価審査で問題がなければ、「医療機構設置批准書」（有効期間2年）を発行する。
- ✚ 遼寧省衛生計画委員会における上記手続きには、専門家評価審査の時間を除き、受理後20営業日を要する。

B) 申請書類

- ✚ 医療機構設置申請書（政府フォーム）
- ✚ フィージビリティースタディ報告書（「医療機構管理条例实施细则」第15条に合致すること）
- ✚ 住所選定報告書（「医療機構管理条例实施细则」第16条に合致すること）
- ✚ 中外当事者の主体資格証明
- ✚ 建築設計平面図
- ✚ 予定の経営場所の不動産権利証明および不動産使用意向証明資料
- ✚ 投資総額および各予算支出を満たす中外当事者の信用証明書
- ✚ 医療機構名称確定申請表
- ✚ 法定代表者および主要責任者の紹介資料
- ✚ 合弁契約または合作契約、定款
- ✚ 国有資産の投入または賃貸借がある場合は、資産所有者の投資または賃貸借に同意する文書
- ✚ 申請書類の信憑性承諾書
- ✚ 代理申請の場合、代理人への授權委託書

(カ) 商務部門における設立認可手続き

A) 申請の流れ

- ✚ 投資総額が1億米ドル以下の場合は、下記の申請書類を揃えて、所在地の区の対外貿易経済合作局に提出し、審査認可を受ける。書類に不備がなければ、7営業日で認可する。
- ✚ 投資総額が1億米ドル以上の場合は、下記の申請書類を揃えて、所在地の区の対外貿易経済合作局に提出し、初歩的に申請してもらい、書類に不備がなければ、瀋陽市対外貿易経済合作局、遼寧省商務庁、商務部の順で審査認可し、商務部が最終的な審査認可を行う。

B) 申請書類

- ✚ 外商投資企業設立申請書
- ✚ 遼寧省發展改革委員会の発行した「外商投資プロジェクト認可決定書」
- ✚ 遼寧省衛生計画委員会の発行した「医療機構設置批准書」
- ✚ 定款、合弁契約書または合作契約書
- ✚ 中外投資者の主体資格証明（外国語の場合中文訳、外国投資者の主体資格証明は、公証、認証したものでなければならない）および法定代表者の身分証明
- ✚ 董事会メンバーの委任派遣書および身分証明書
- ✚ 監事会メンバー（または監事）の委任派遣書および身分証明書
- ✚ 外商投資企業名称仮登記通知書（当局が発行したもの）
- ✚ 法律文書送達授權委託書（政府フォーム）
- ✚ 住所の合法的使用証明（自社所有の不動産権利証書、賃借の場合は賃貸借契約書と家主の不動産権利証書）
- ✚ その他

C) 取得する許認可証書または文書：「外商投資企業批准証書」

(キ) 会社設立登記手続き

養老院の営利企業の手続きと同様。43 ページの（エ）の「会社設立登記手続き」を参照願いたい。但し、申請書類に以下を追加する必要がある。

- ✚ 發展改革委員会が発行した「外商投資プロジェクト認可決定書」
- ✚ 衛生計画委員会が発行した「医療機構設置批准書」
- ✚ 商務部門が発行した「外商投資企業批准証書」

(ク) 医療機構執業許可の取得手続き

➤ 医療機構執業許可の申請の前に行うべき手続き

公安消防局において、建設工事消防設計届出および竣工検収消防届出を行う。養老院の営利企業の手続きと同様。38 ページの（カ）の a) の「消防届出手続き」を参照願いたい。

➤ 医療機構執業許可の取得手続き

A) 申請の流れ

- ✚ 下記の申請書類を揃えて、瀋陽市衛生計画委員会に提出する。
- ✚ 瀋陽市衛生計画委員会は申請書類について初歩的に審査し、不備のない場合、現場検査を行う。
- ✚ 現場検査後に問題がなければ、瀋陽市衛生計画委員会は初歩的な審査認

可意見を発行する。

- ✚ 瀋陽市衛生計画委員会における上記手続きに一般的に10営業日かかる。
- ✚ 当事者は瀋陽市衛生計画委員会の発行した初歩的な審査認可意見および下記の申請書類を遼寧省衛生計画委員会に提出する。
- ✚ 遼寧省衛生計画委員会は、書類審査を行い、問題がなければ専門家評価審査を行う。
- ✚ 専門家評価審査で問題がなければ、「医療機構執業許可証」を発行する。
- ✚ 遼寧省衛生計画委員会における上記手続きには、専門家評価審査の時間を除いて、受理後20営業日を要する。

B) 申請書類

- ✚ 医療機構執業登記登録申請書（政府フォーム）
- ✚ 遼寧省衛生計画委員会が発行した「医療機構設置批准書」
- ✚ 合弁契約または合作契約
- ✚ 護理院の法定代表者のサイン表および任命書
- ✚ 新築、改築または増築の場合は、竣工検収合格証明、賃貸借の場合は、賃貸借契約書、不動産権利証書
- ✚ 建築設計平面図
- ✚ 資本検査証明、資産評価報告書
- ✚ 護理院の規則制度および技術操作規範
- ✚ 招聘予定の衛生技術人員名簿（政府フォーム）
- ✚ 護理院の法定代表人（または主要責任者）、各科室の責任者、専門技術人員の名簿および相応する資格証明書、執業証書
- ✚ 消防検収合格証明書類
- ✚ 汚水、汚物消毒処理施設、医療廃棄物処理施設、放射診療設備は、環境、衛生などの関連部門の検収合格証明
- ✚ 代理申請の場合、代理人への授權委託書

③ 日本企業が参入する際の障壁とアドバイス

「外商投資産業指導目録（2017年修正版）」によれば、医療機構は外商投資の制限類に該当し、外国投資者は、合弁、合作の形態でのみ、中国において護理院を設立することができる。

医療機構については、2011年版の「外商投資産業指導目録」において、制限類から許可類に移行し、外資単独の医療機構の設立が認められた時期もあった。しかし、2015年版の「外商投資産業指導目録」において再度制限類となり、かつ、合弁・合作に限定された。

護理院は外商投資の制限類であるが、本報告書作成時点において、瀋陽市衛生計画委員会の政策としては、外国資本による中外合弁、中外合作の医療機構の設置を歓迎するとのことである。よって、護理院の設立条件に達すれば、外商投資の制限類であるがゆえに、瀋陽市の医療機構発展計画、参入標準などを理由に設立を制限するという可能性は低いと思われる。

なお、護理院は高齢者を対象にサービスを展開しても養老機構でないため、養老機構に対する各種の優遇政策を享受できないことにご留意されたい。

3. 民間非企業の設立手続き

瀋陽市衛生計画委員会への照会によれば、瀋陽では涉外民間非企業の護理院を設立してもよいとのことである。本報告書作成時点において、瀋陽市には涉外民間非企業の護理院設立の先例がない。「民間非企業単位登記管理暫定条例」第6条には、民間非企業の登記部門は業務主管単位と同クラスの民政局であると規定され、瀋陽の涉外民間非企業の護理院の登記手続きは、遼寧省民政庁にて行なうべきである。

しかし、各所に照会したところ、遼寧省民政庁からは瀋陽市民政局または民政部で登記すべきとの回答を受ける一方で、瀋陽市民政局からは民政部で登記すべきだと回答された。民政部に対し電話で照会したところ、現在「民間非企業単位登記管理暫定条例」の改正中であり、涉外民間非企業は少なく、涉外民間非企業の登記部門がどのクラスの民政部門になるのかは未定の状態であり、現在涉外民間非企業の登記は受け付けていない、改正後の法令の公布を注視するようとのこと回答があった。

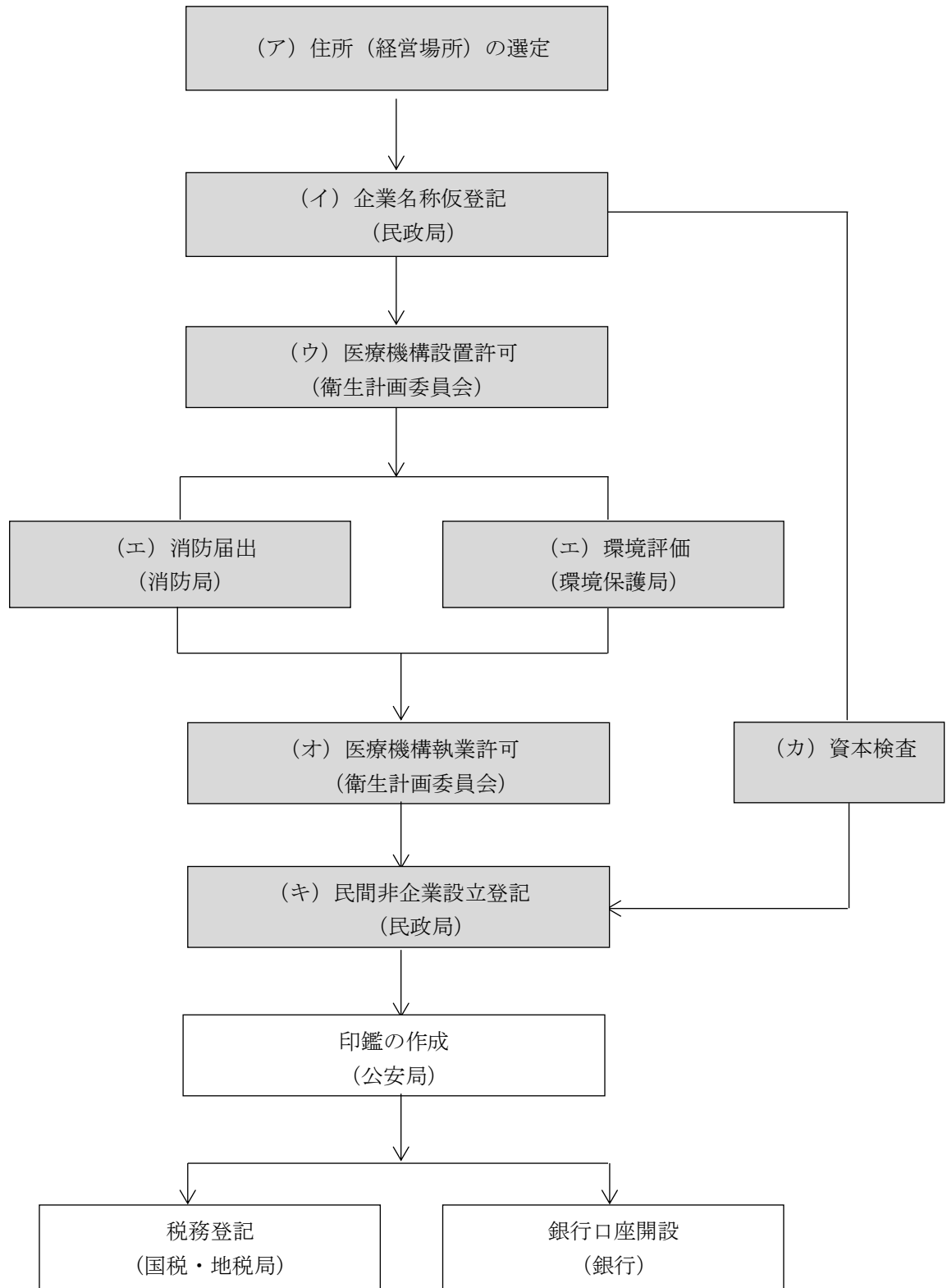
以下の涉外民間非企業の護理院の設立手続きは、中国国内資本による民間非企業の護理院の設立の手続きを参照し、かつ、涉外民間非企業の登記機関を瀋陽市民政局として整理したものである。涉外民間非企業の護理院の登記機関については、関連法令の公布を注視されたい。

① 涉外民間非企業の形態での護理院の設立手続きに関するフローチャート

涉外民間非企業の護理院は、まず、衛生計画委員会において、医療機構設置、医療機構執業の審査認可手続きを行い、「医療機構設置批准書」、「医療機構執業許可証」を取得した後、民政部門において民間非企業の登記手続きをし、「民間非企業単位登記証書」を取得する。

なお、次ページのフローチャートにおいては、護理院の設立に必須とされる手続きのみを紹介する。涉外の要素があるため、発展改革委員会のプロジェクト認可が必要になるかは疑問が残るが、瀋陽市発展改革委員会からは、かかる問題に該当する事例がないため回答できないという回答があった。

渉外民間非企業の形態での護理院の設立手続きに関するフローチャート
 (※灰色に色付けしている箇所の手続きについては、後段で詳しく説明する。)



② 具体的な設立手続

(ア) 住所（経営場所）の選定

営利企業の手続きと同様。49 ページの「住所（経営場所）の選定」を参照願いたい。

(イ) 名称仮登記手続き

養老院の民間非企業の手続きと同様。43 ページの（ウ）の「企業名称仮登記手続き」を参照願いたい。

(ウ) 医療機構設置許可手続き

営利企業の手続きと同様。50 ページの（オ）の「医療機構設置手続き」を参照願いたい。但し、申請書類に「瀋陽市社会組織名称仮登記通知単」を追加頂きたい。

(エ) 消防届出および環境影響評価の手続き

▶ 消防届出手続き

公安消防局において、建設工事消防設計届出および竣工検収消防届出を行う。養老院の営利企業の手続きと同様。38 ページの（カ）の a) の「消防手続き」を参照願いたい。

▶ 環境影響評価手続き

環境保護局において、建設プロジェクト環境影響評価手続きを行う。営利企業の手続きと同様。49 ページの（ウ）を参照願いたい。

(オ) 医療機構執業許可手続き

営利企業の手続きと同様。52 ページの（ク）の「医療機構執業許可の取得手続き」を参照願いたい。但し、申請書類に「瀋陽市社会組織名称仮登記通知単」を追加して頂きたい。

(カ) 資本検査

養老院の民間非企業の手続きと同様。45 ページの（オ）の「資本検査」を参照願いたい。

(キ) 民間非企業設立登記手続き

養老院の民間非企業の手続きと同様。45 ページの（カ）の「民間非企業設立登記手続き」を参照願いたい。但し、申請書類のうち、「民政部門の発行した『養老機

構設立許可証』を「衛生計画委員会の発行した『医療機構執業許可証』」に読み替えて頂きたい。

③ 日本企業が参入する際の障壁とアドバイス

本報告書作成時点において、瀋陽市では中外合弁、中外合作による医療機構の設立を歓迎する方針である。

但し、護理院は養老機構でないため、高齢者を対象に医療サービスを提供しても中国の養老機構に対する優遇政策を享受することができないことに留意願いたい。

4. 養老機構内部における診療所、護理ステーションなどの医療機構の設置について

「医療機構管理条例」、「医療機構管理条例实施细则」、「中外合弁合作医療機構管理暫定弁法」などに基づき、中国における医療機構の設立は審査認可制を取っており、護理院、リハビリ病院などの医療機構を設立するには、上述の通り、手続きが複雑で、参入にあたってのハードルが高い。

中国は医療と介護の連結をさらに促すため、2017年11月8日に「養老機構における医療機構の設置に関する行政認可の取消と届出管理を実施することに関する国家衛生計生委弁公庁の通知」（国衛弁医発[2017]38号）を公布し、養老機構内部における診療所、衛生所（室）、医務室、護理ステーション（以下「診療所など」という）の設置については、審査認可を取消し、届出管理を実施するとした。同通知により、養老院内部に診療所などを設置する行政手続きが大いに簡素化された。

しかし、医療機構は外商投資の制限類であり、中外合弁・合作の形態（中国側資本30%以上）に限るため、中外合弁または合作の養老院のみが診療所などを設置することができ、外商独資の養老院は診療所などを設置することができないことに留意願いたい。医療と介護の連結は、今後発展する見込みであり、医療サービスを提供できない養老院は激しい競争の中で生き残ることが難しくなる。よって、政策が変わらない限り、養老院の設立も中外合弁または合作となり、養老院に対する外資参入の障害になると思われる。

また、審査認可制から届出制に変更後、国内資本の養老院が診療所などを設置する場合、そもそも区衛生計画部門にて審査認可したため、届出に変わった後も区衛生計画部門に届け出ることは明確であるが、中外合弁、合作の場合、どのクラスの衛生計画委員会に届出るのは不明である。瀋陽市および遼寧省の衛生計画委員会にそれぞれ照会したところ、いずれからも明確な回答を得ることができなかった。今後の政策や法令の公布を注視されたい。

(3) デイケアセンター

瀋陽のデイケアセンターには、区域性在宅介護サービスセンターと社区高齢者デイケアステーションの二種類がある。瀋陽市民政局によると、この二種類とも社区を抛り処に高齢者向け介護サービスを提供する施設であり、本報告書作成時点において、社区を抛り処とせずに、完全独立でデイサービス施設を運営するものはおそくないとのことである。

区域性在宅介護サービスセンターは、建築面積 600 平方メートル以上で、原則上 3～5 の社区をカバーし、周辺の高齢者に対し、訪問サービス、デイケア、健康保健、医療リハビリ、文化体育娯楽などのサービスを提供する施設である。瀋陽の既存の区域性在宅介護サービスセンターは、いずれも政府が投資し施設を建設し、または既存の建物を無償で提供し、公開入札をし、運営者を決めるという「公設民営」のモデルを採用している。

社区高齢者デイケアステーションは、社区内に設置し、社区内の高齢者のために、食事の提供、パーソナルケア、非医療性リハビリ、余暇・娯楽等のデイサービスを行う施設である。瀋陽の既存の社区高齢者デイケアステーションは、いずれも街道弁事処が社区の建物を提供し、民間企業または民間非企業が公開入札または協議の方式により、建物を改造しデイサービスを提供する「公設民営」のモデルを採用している。

したがって、デイケアセンターを運営するにあたり、最も重要なことは運営権の獲得（経営場所があること）である。デイケアセンターの運営者に求める条件、経営内容は、当局の公開入札募集内容、または協議内容によって決定される。

1. デイケアセンターの設立条件

デイケアセンターについて、「養老機構設立許可弁法」は適用されず、瀋陽にはデイケアセンターの設立、運営、管理に関する地方性法令もない。但し、建設部は、デイケアセンターの建設に関する「社区高齢者デイケアセンター建設標準」(建標 143 - 2010) を制定し、民政部は、「社区高齢者デイケアセンターサービス基本要求」(GB/T 33168-2016)、「社区高齢者デイケアセンターサービス施設設備配置」(GB/T 33169-2016) を制定し、関連する基準を遵守することを推奨している。

2. 営利企業の設立手続き

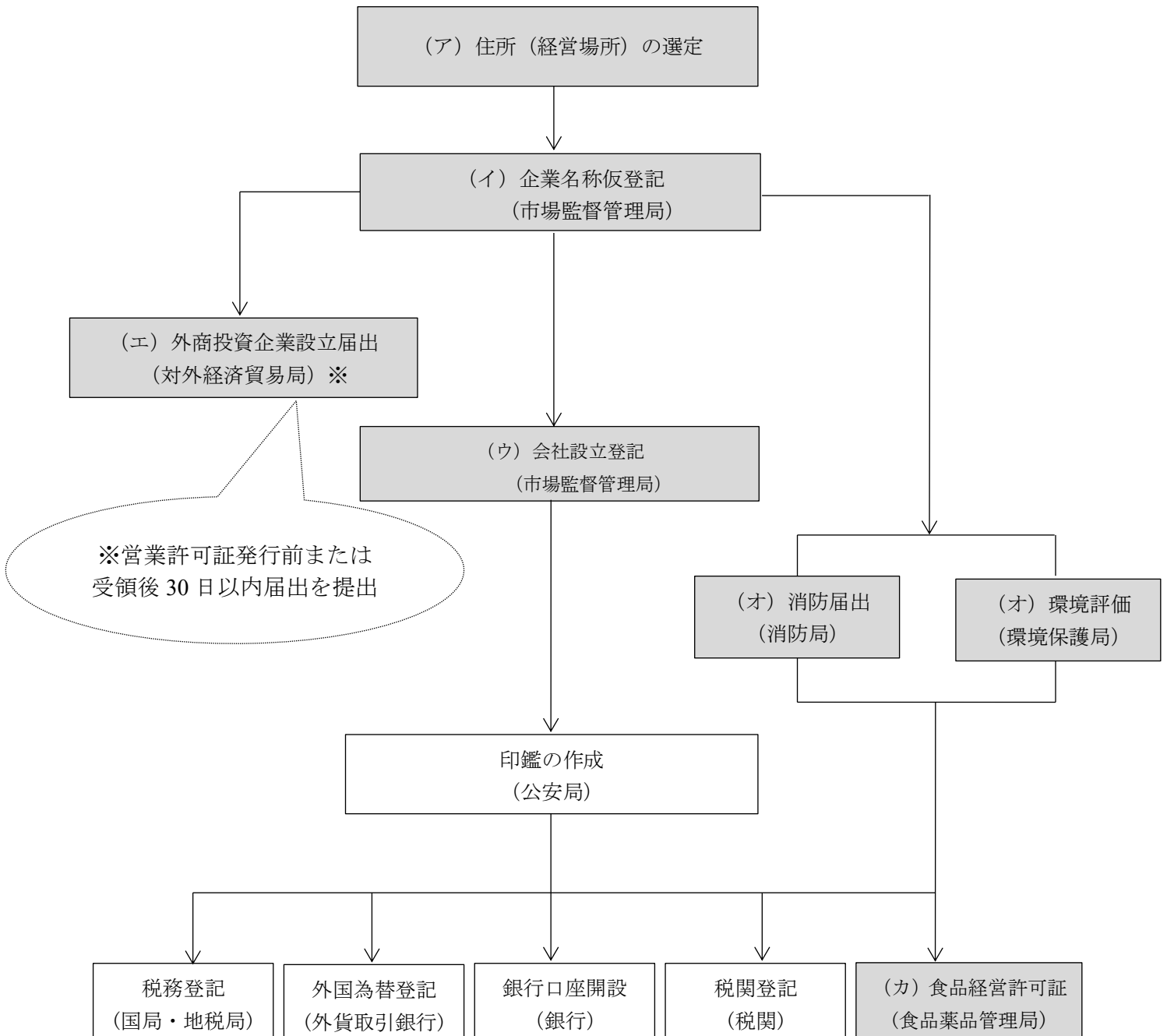
① 外商投資営利企業の形態でのデイケアセンターの設立手続きに関するフローチャート

デイケアセンターは、中国法における養老機構ではなく、「養老機構設立許可証」を取得する必要がない。デイケアセンターの運営権を取得できるのであれば、一般の外商投資企業を設立すればよいため、その設立手続きは容易である。

以下に、食事提供のデイケアセンターの設立手続きを紹介する。

外商投資営利企業の形態でのデイケアセンターの設立手続きに関するフローチャート

(※灰色に色付けしている箇所の手続きについては、後段で詳しく説明する。)



② 具体的な設立手続き

(ア) 住所（経営場所）の選定

デイケアセンターは、「公設民営」のモデルが多く、経営場所の選定というよりはデイケアセンターの運営権を獲得する必要がある。

もちろん、既存「公設民営」のモデルではなく、完全独立のデイケアセンターの設立も可能である。この場合は、住所（経営場所）の選定後、当該住所を管轄する公安消防局に対し、同地での養老院の経営が可能か、可能である場合には満たすべき消防要求を照会する。公安消防局から了承の旨回答を得た後、次のステップに進む。

(イ) 企業名称仮登記手続き

養老院の営利企業の手続きと同様。37 ページの「企業名称仮登記手続き」を参照願いたい。

(ウ) 会社設立登記手続き

養老院の営利企業の手続きと同様。37 ページの（エ）の「会社設立登記手続き」を参照願いたい。

(エ) 外商投資企業設立手続き

養老院の営利企業の手続きと同様。38 ページの（オ）の「外商投資企業設立手続き」を参照願いたい。

(オ) 消防届出および環境影響評価の手続き

➤ 消防届出手続き

公安消防局において、建設工事消防設計届出および竣工検収消防届出を行う。養老院の営利企業の手続きと同様。38 ページの（カ）の a) の「消防届出手続き」を参照願いたい。

➤ 環境評価手続き

環境保護局において、建設プロジェクト環境影響評価手続きを行う。養老院の営利企業の手続きと同様。38 ページの（カ）の b) の「環境評価手続き」を参照願いたい。

(カ) 食品経営許可手続き

食品医薬品監督管理局において、食品経営許可の手続きを行う。養老院の営利企業の手続きと同様。39 ページの（カ）の c) の「食品経営許可手続き」を参照願いたい。

③ 日本企業が参入する際の障壁とアドバイス

「外商投資産業指導目録（2017年修正版）」によれば、高齢者サービス機構は外商投資の奨励類であり、外国投資者は、合弁、合作、独資、パートナーシップの形態により、デイケアセンターの運営企業を設立することができる。

デイケアセンターの設立は、上述の通り容易であるため、運営権の取得が重要となる。また、設立後デイケアセンターを運営するにあたり、要求される経営項目によって相応の許可を取得しなければならない点にも留意が必要だ。

なお、瀋陽市民政局への照会によれば、瀋陽市において社区高齢者デイケアステーションのモデルはあまり推奨されておらず、今後は区域性在宅介護サービスセンターの建設、運営を推奨する方針ということだ。

3. 民間非企業の設立手続き

デイケアセンターは、「養老機構設立許可証」を取得する必要がなく、高齢者サービスに関する一般の涉外民間非企業を設立すればよいが、本報告書作成時点において、その登記部門がどのクラスの民政部門になるのかが不明である。民政部に対し電話で照会したところ、現在「民間非企業単位登記管理暫定条例」の改正中であり、涉外民間非企業は少なく、涉外民間非企業の登記部門がどのクラスの民政部門になるのかは未定の状態であり、現在涉外民間非企業の登記は受け付けていない、改正後の法令の公布を注視するよう回答された。

瀋陽においてデイケアセンターを運営する国内民間非企業は、区の民政局において設立登記をするが、区の民政局によっては設立手続きに差異が存在する。

したがって、涉外民間非企業のデイケアセンターの設立手続きについては、「民間非企業単位登記管理暫定条例」の改正版の公布、遼寧省、瀋陽市における関連政策、法令の制定・公布を注視されたい。

第3章 優遇政策

第1節 大連市における介護・福祉施設に関する優遇政策

(1) 養老院

大連市における養老院に対する優遇政策は、主に「養老サービス業の発展を加速することに関する大連市人民政府の実施意見」(大政発[2014]55号)に規定されている。同実施意見は2014年に制定されたもので、時間が経つにつれ、一部の補助基準、補助項目に変更が生じる可能性がある。また、大連市民政局は、「大連市養老サービス資金補助政策操作実施細則」(大民発[2015]223号)を制定しているが、内部文書として公開していない。したがって、大連市において養老院(特に民間非企業の養老院)を設立するにあたり、必ず大連市民政局に最新の優遇政策を確認願いたい。

1. 営利企業および民間非企業が共通に享受できる優遇政策

① 増値税の免除

「営業税から増値税への移行にかかわる試験の全面的な実施に関する通知」の付属書類3の一の(二)に基づき、養老院の提供する養老サービスに対して増値税を免除する。増値税の免除に伴い、それに付随する都市維持建設税、教育付加税、地方教育付加税は発生しない。

② 耕地占用税の免除

「耕地占用税暫定条例」第8条第2項に基づき、養老院が耕地を占有する場合、耕地占用税が免除される。

③ 行政事業関係の課徴金の免除または半額免除

民間非営利企業の養老院の建設に対しては、関連する行政事業関係の課徴金を全額免除し、営利企業の養老院の建設に対しては、関連する行政事業関係の課徴金を半減免除する。また、養老院が実施する養老サービスに対しても行政事業関係課徴金を適切に減免する。

④ 電気、水、ガス、熱の利用など

電気、水、ガス、熱の利用は、住民生活類価格に従って費用を徴収する。水、ガス、熱の利用は、関連付随費用を免除する。電気利用についても、養老院が新築住宅の供電工事統一費用收受区域内にある場合、工事付随費用に対し「新築住宅の供電工事建設費用收受標準に関する通知」(遼価発[2009]3号)の関連優遇政策を適用する。

電話、ケーブル（デジタル）テレビ、ブロードバンドネットワークの設置には、一般住宅ユーザーの費用基準を適用する。ケーブル（デジタル）テレビ受信料は半減する。

養老施設内の市政公用施設建設費、生活ゴミ、汚染排除運送費などの費用は、関連部門により免除措置を実施する。

⑤ 融資

「開発性金融による社会養老サービス体系の建設の支援に関する民政部、国家開発銀行の実施意見」に基づき、養老院は民政部門の推薦または認可を得て、国家開発銀行に対し貸付を申請し、国家開発銀行の要求する条件に合致する場合、貸付の優遇を享受することができる。

⑥ 奨励

養老機構の等級評価に参加し、相応の等級を獲得した養老院に対しては奨励金を一括で支払う。

2. 民間非企業のみが享受できる優遇政策

① 企業所得税の免除

「非営利的組織の免税資格認定管理に関する関連問題の通知」第1条規定の条件を満たす場合、民間非企業の養老院は、その企業所得税が免除される。

② 不動産税、都市土地使用税、車船税の免除

「高齢者サービス機構にかかわる税収政策問題に関する通知」第1条の規定に基づき、民間非企業の養老院は、自己用不動産、土地、車に対し、不動産税、都市土地使用税、車船税が免除される。

③ 補助金支援

(ア) 建設補助金

建築面積 750 平方メートル以上の民間非企業の養老院に対して、創設の場合はベッド一床当たり 10,000 元の補助金を、改築・増築の場合はベッド一床当たり 6,000 元の補助金を供与する。

大連市民政局及び甘井子区民政局への照会によれば、この建設補助金を、次の通り 3 年にわたり 2 回に分割して供与することである。

- ✚ 建築面積 750 平方メートル（ベッド 30 床以上）以上。25 平方メートルに対しベッド一床の基準で補助を行う。

- ✚ 評価検収に合格した養老院は正式に運営して満一年後、入居率が30%以上に達した場合、ベッド一床当たり補助金の50%を供与する。運営して満三年後、入居率が50%以上に達した場合、残りの50%の補助金を供与する。

(イ) 運営補助金

民間非企業の養老院が大連市戸籍の高齢者一名を受け入れるにあたり、高齢者の身体状況によって、セルフケア（セルフケア能力の半分を喪失した場合を含む）の場合200元/月、セルフケア能力を全て喪失した場合400元/月の運営補助金を供与する。

大連市民政局及び甘井子区民政局に照会したところ、この運営補助金は、次の条件を前提に、半年毎に評価して供与するという。

- ✚ 建築面積が250平方メートル以上であること
- ✚ 高齢者が入居して3ヶ月以上であること

(ウ) 養老機構責任保険金補助

大連市は養老院に対し、「養老機構責任保険」との団体責任保険への加入を要求しており、保険会社は毎年大連市政府が決める。団体責任保険に加入する保険料は、大連市財政局が80%を補助するが、一人あたりの平均補助金は100元を超えない。

④ ローン借入利息補助

建物を新築、増築、購入または賃借して使い、銀行でローンを組む場合、大連市財政局はローンの借入利息を補助する。利息補助を受けられる借入金は、最高200万元を超えてはならず、利息補助期間は2年を超えず、借入利息の50%を一括して補助を受けることができる。

⑤ 土地の利用

民政部門の認定する民間非企業の養老院は、政府が建設する養老機構と同等の土地利用政策を享受し、法により国有割当建設用地または農民集団所有の土地を使用することができる。集団所有の山腹、荒地またはその他都市農村規画の建設用地に影響のない土地を利用して民間非企業の養老院を建設する場合、優先的に土地審査認可手続を実施する。

遊休の工場建屋、学校、社区用建物などを改造しまたは利用して民間非企業の養老院を興し、認可を経て臨時的に建築物の用途を変更しかつ1年以上連続して経営する場合、5年以内は土地の年賃料又は土地の収益差額を追加で徴収されない。また、土地の使用性質も当面の間変更の要求がなされない。

⑥ 設立者への奨励

関連費用を控除した後、当年度の収支残高があり、会計監査を経て規定に合致する場合、同一期間の銀行年貸付金利の2倍に相当する比率を当該収支残高にかけて、設立者に奨励金として支給することができる。ただし、累計出資額が当該収支残高を下回る場合には、同一期間の銀行年貸付金利の2倍に相当する比率を累計出資額にかけた金額を支給することができる。出資満5年後、出資者の持分は譲渡、承継、贈与することができる。

3. その他

① 養老院入居補助（高齢者に対するもの）

低所得や一人暮らしの高齢者が養老院に入居する場合、一部の介護が必要な高齢者に対しては一人当たり800元/月、寝たきりの高齢者に対しては一人当たり1,200元/月の養老院入居補助金を供与する。

② 人材への入社奨励

高齢者医学、リハビリテーション、看護、栄養、心理及びソーシャルワークなどを専攻する卒業生が民間非企業の養老院に就職して満5年経過した場合、大連市財政は学歴にしたがって、それぞれ入社奨励金を一括で供与する。

（2）護理院

大連市において護理院に対する優遇政策は、主に「社会資本による医療機構の開設を促進し、発展を加速することに関する遼寧省人民政府弁公庁の実施意見」（遼政弁発[2015]96号）、「健康サービス業の発展を促進することに関する大連市人民政府の実施意見」（大政発[2015]56号）に規定されている。

1. 営利企業及び民間非企業が共通に享受できる優遇政策

① 増値税の免除

「営業税から増値税への移行にかかわる試験の全面的な実施に関する通知」の付属書類3の一の（七）に基づき、護理院の提供する医療サービスに対して増値税を免除する。増値税の免除に伴い、それに付随する都市維持建設税、教育付加税、地方教育付加税も発生しない。

② 行政事業関係の課徴金の免除または半額免除

民間非企業の護理院に対しては、関連する行政事業関係の課徴金を全額免除し、営利的護理院に対しては、関連する行政事業関係の課徴金を半減免除する。

2. 営利企業が享受する優遇政策

① 不動産税、都市土地使用税、車船税の免除

「医療衛生機構にかかわる税収政策に関する通知」の二の（一）の規定に基づき、営利企業の護理院は、収入を医療衛生サービス条件の改善に直接使用する部分に対しては、その執業登記日より3年間、自己用不動産、土地、車に対し、不動産税、都市土地使用税、車船税が免除される。

3. 民間非企業のみが享受できる優遇政策

① 企業所得税の免除

「非営利的組織の免税資格認定管理に関する関連問題の通知」第1条規定の条件を満たす場合、民間非企業の護理院は、非営利的収入に対し、企業所得税が免除される。

民間非企業の護理院が取得した非医療サービス収入について、医療衛生サービス条件の改善に直接使用する部分に対しては、税務局の審査認可を経て、その納税すべき所得金額を控除し、残額に対して企業所得税を徴収する。

② 不動産税、都市土地使用税、車船税の免除

「医療衛生機構にかかわる税収政策に関する通知」の一の（五）の規定に基づき、民間非企業の護理院は、自己用不動産、土地、車に対し、不動産税、都市土地使用税、車船税が免除される。

（3）デイケアセンター

デイケアセンターに対する優遇政策措置は、主に「養老サービス業の発展を加速することに関する大連市人民政府の実施意見」（大政発[2014]55号、2014年12月30日公布・施行）に規定されている。デイケアセンターは、主として社区に頼って展開するもので、具体的にどのような優遇を受けられるかは、社区、街道との契約内容による。

なお、2017年11月10日に公布した「第二回中央財政支援による在宅及び社区养老服务改革試行拠点地区の確定に関する通知」（民簡[2017]252号）により、大連市は中央財政の支援を受けることになる。デイケアセンターは、社区养老服务施設として、一定の条件に合致する場合、中央財政の支援を受けることになると思われるが、本報告書作成時点では、大連市では未だ中央補助資金管理使用の具体的な弁法を公布していない。今後の公布を注視されたい。

1. 営利企業及び民間非企業が共通に享受できる優遇政策

① 運営補助

大連市財政局は、デイケアセンターのサービス規模及び質に基づき、毎年最高5万円を限度に、区財政の供与する運営経費の50%を補助として供与する。

② 電気、水、ガス、熱の利用など

電気、水、ガス、熱の利用は、住民生活類価格に従って費用を徴収する。水、ガス、熱の利用は、関連付随費用を免除する。電気利用についても、施設が新築住宅の供電工事統一費用收受区域内にある場合、工事付随費用に対し「新築住宅の供電工事建設費用收受標準に関する通知」に関連する優遇政策を適用する。

電話、ケーブル（デジタル）テレビ、ブロードバンドネットワークの設置は、一般住宅ユーザーの費用基準を執行する。ケーブル（デジタル）テレビ受信料は半減する。

養老施設内の市政公用施設建設費、生活ゴミ、汚染排除運送費などの費用は、関連部門により免除措置を実施する。

③ 融資

「開発性金融による社会養老サービス体系の建設の支援に関する民政部、国家開発銀行の実施意見」に基づき、養老施設は民政部門の推薦または認可を得て、国家開発銀行に対し貸付を申請し、国家開発銀行の要求する条件に合致する場合、貸付の優遇を享受することができる。

2. 民間非企業のみが享受できる優遇政策

① 企業所得税の免除

「非営利的組織の免税資格認定管理に関する関連問題の通知」第1条規定の条件を満たす場合、民間非企業のデイケアセンターは、企業所得税が免除される。

第2節 瀋陽市における介護・福祉施設に関する優遇政策

(1) 養老院

瀋陽市における養老院に対する優遇政策は、主に「養老サービス業の発展を加速することに関する瀋陽市人民政府の実施意見」（瀋政発〔2015〕10号）に規定されている。同実施意見は2015年に制定したもので、時間が経つにつれ、一部の補助基準、補助項目に変更が生じる可能性がある。例えば、養老院に対する運営補助金について、同実施意見には、養老院が開業し、かつ、星付きクラス標準に達した場合、実際の入居ベッド数に従い、一人当たり1,200元/年の運営補助金を供与すると規定されているが、本報告書作成時点では、一人当たり1,500元/年に上昇している。したがって、瀋陽市において養老院（特に民間非企業の養老院）を設立するにあたっては、必ず瀋陽市民政局に最新の優遇政策を確認願いたい。

1. 営利企業及び民間非企業が共通に享受できる優遇政策

① 増値税の免除

「営業税から増値税への移行にかかわる試験の全面的な実施に関する通知」の付属書類3の一の（二）に基づき、養老院の提供する養老サービスに対して増値税を免除する。増値税の免除に伴い、それに付随する都市維持建設税、教育付加税、地方教育付加税も免除される。

② 行政事業関係の課徴金の免除または半額免除

民間非企業の養老院の建設に対しては、関連する行政事業関係の課徴金を全額免除し、営利的養老院の建設に対しては、関連する行政事業関係の課徴金を半減免除する。また、養老院が実施する養老サービスに対しても行政事業関係の課徴金を適切に減免する。

③ 電気、水、ガス、熱の利用など

電気、水、ガス、熱の利用は、住民生活類価格に従って費用を徴収する。水、ガス、熱の利用は、関連付随費用を免除する。電気利用についても、養老院が新築住宅の供電工事統一費用収受区域内にある場合、工事付随費用に対し「新築住宅の供電工事建設費用収受標準に関する通知」（遼価発〔2009〕3号）に関連優遇政策を適用する。

電話、ケーブル（デジタル）テレビ、ブロードバンドネットワークの設置は、一般住宅ユーザーの費用基準を執行する。ケーブル（デジタル）テレビ受信料は半減する。

④ 保険金補助

養老機構責任保険に加入する養老院に対し、瀋陽市財政局は、実際に加入した保険に基づき保険料標準の80%を補助するが、一人当たりの平均補助金は60元を超えない。

養老サービス施設公衆責任保険に加入する養老院に対して、瀋陽市財政局は、実際に加入した保険に基づき保険料標準の80%を補助するが、一つの養老院に対して供与する補助金は5,000元を超えない。

⑤ 融資

卒業2年以内の高等学校卒業生、政府に登録された失業者、就業困難者、中途退社し都市部に居住する軍人及び定年退役軍人などを招聘して、小額担保貸付条件を満たす人員が在籍従業員総数の20%（100人以上の養老院は、同10%）を超え、かつ、契約期間1年以上の労働契約を締結した養老院に対し、招聘人数に基づき、最高200万円を超えない範囲内で、貸付利息の補助を供与することができ、貸付期間は2年を越えず、貸付利息の50%の補助を享受することができる。

また、「開発性金融による社会養老サービス体系の建設の支援に関する民政部、国家開発銀行の実施意見」（民発〔2015〕78号、2015年4月14日公布・施行）に基づき、養老院は民政部門の推薦または認可を得て、国家開発銀行に対し貸付を申請し、国家開発銀行の要求する条件に合致する場合、貸付の優遇を享受することができる。

2. 民間非企業のみが享受できる優遇政策

① 企業所得税の免除

「非営利的組織の免税資格認定管理に関する関連問題の通知」第1条規定の条件を満たす場合、民間非企業の養老院は、企業所得税が免除される。

なお、企業・事業単位、社会团体及び個人による民間非企業の養老院への寄付に対し、関連規定に合致したものに関しては、その納税すべき所得金額の計算において税法に定められた比率に基づいて控除することを認める。

② 不動産税、都市土地使用税、車船税の免除

「高齢者サービス機構にかかわる税収政策問題に関する通知」第1条の規定に基づき、民間非企業の養老院は、自己用不動産、土地、車に対し、不動産税、都市土地使用税、車船税が免除される。

③ 補助金支援

(ア) 建設補助金

合法的に設立された民間非企業（非営利的）の養老院に対して、自己建設の場合はベッド一床当たり 10,000 元の補助金を与え、賃貸借して建設の場合はベッド一床当たり 6,000 元の補助金を供与する。補助金は 5 年にわたり分割して支給する。

瀋陽市民政局への照会によれば、この建設補助金は、次の通り供与するという。

- ✚ 20 平方メートルに対しベッド一床の基準で補助を行う。
- ✚ 養老院開業後、評価を経て、毎年ベッド一床当たり補助金の 5 分の 1 を供与する。

(イ) 運営補助金

養老院が開業し、かつ、星付きクラス標準に達した場合、実際の入居ベッド数に従い、一人当たり、1,500 元/年の運営補助金を供与する。

瀋陽市民政局への照会によれば、この運営補助金は、民政部門が評価を行い、実際の入居月数に基づき、一人当たり 125 元/月の基準で供与するという。最低入居月数に対する要求はない。

④ ローン借入利息補助

建物を新築、増築、購入または賃借して使い、銀行でローンを組む場合、当該年度固定資産投資額の 10% のローン借入の利息補助を行うが、最高 500 万円を超えないものとする。

⑤ 土地の利用

「養老サービス施設用地指導意見」第 8 条に基づき、遊休の工場建屋、学校、社区用建物などを改造しまたは利用して民間非企業の養老院を興し、認可を経て臨時的に建築物の用途を変更しかつ 1 年以上連続して経営する場合、5 年以内は土地の年賃料又は土地の収益差額を追加で徴収されない。また、土地の使用性質も当面の間変更の要求がなされない。

⑥ 設立者への奨励

関連費用を控除した後、当年度の収支残高があり、会計監査を経て規定に合致する場合、同一期間の銀行年貸付金利の 2 倍に相当する比率を当該収支残高にかけて、設立者に奨励金として支給することができる。ただし、累計出資額が当該収支残高を下回る場合には、同一期間の銀行年貸付金利の 2 倍に相当する比率を累計出資額にかけた金額を支給することができる。出資満 5 年後、出資者財産権持分を譲渡、承継、贈

与することができる。

法に従い精算した後、その資産の付加価値部分を主に寄付の方式により現地政府の養老発展専門基金に納入し、養老サービス機構の権力機構が同意しかつ会計監査をし規定に合致する場合、設立者に対し奨励金を一括で供与することができる。奨励総額は資産の付加価値部分の10%を超えないものとする。

3. その他

① 実習生受入れ補助

民営の養老院を介護類専攻の実習基地範囲に取り入れ、高等学校、中等職業学校の学生が養老院で実習を行う場合、瀋陽市の実習生補助基準（即ち、瀋陽市最低賃金の60%）に従い、最長6ヶ月間、実習生受け入れ補助金を供与する。

② 人材への入社奨励

高齢者サービス及び管理、高齢者看護などの専攻の卒業生が民間非企業の養老院に就職して満5年経ち、かつ、業務の任に堪えうる場合、入社奨励金を一括で支払う。

(2) 護理院

瀋陽市における護理院に対する優遇政策は、主に「社会資本による医療機構の開設を促進し、発展を加速することに関する遼寧省人民政府弁公庁の実施意見」（遼政弁発[2015]96号）、「瀋陽市健康サービス業の発展を促進する三年行動計画」（瀋政発[2015]30号）に規定されている。

1. 営利企業及び民間非企業が共通に享受できる優遇政策

① 増値税の免除

「営業税から増値税への移行にかかわる試験の全面的な実施に関する通知」の付属書類3の一の（七）に基づき、護理院の提供する医療サービスに対し増値税を免除する。増値税の免除に伴い、それに付随する都市維持建設税、教育付加税、地方教育付加税も発生しない。

② 行政事業関係の課徴金の免除または半額免除

民間非企業の護理院に対しては、関連する行政事業関係の課徴金を全額免除し、営利的護理院に対しては、関連する行政事業関係の課徴金を半減免除する。

2. 営利企業が享受する優遇政策

① 不動産税、都市土地使用税、車船税の免除

「医療衛生機構にかかわる税收政策に関する通知」の二の（一）の規定に基づき、営利企業の護理院は、収入を医療衛生サービス条件の改善に直接使用する部分に対しては、その執業登記日より3年間、自己用不動産、土地、車に対し、不動産税、都市土地使用税、車船税が免除される。

3. 民間非企業のみが享受できる優遇政策

① 企業所得税の免除

「非営利的組織の免税資格認定管理に関する関連問題の通知」第1条規定の条件を満たす場合、民間非企業の護理院は、企業所得税が免除される。

民間非企業の護理院が取得した非医療サービス収入について、医療衛生サービス条件の改善に直接使用する部分に対しては、税務局の審査認可を経て、その納税すべき所得金額を控除し、残額に対して企業所得税を徴収する。

なお、企業・事業単位、社会团体及び個人による民間非企業の護理院への寄付に対し、関連規定に合致したものに関しては、税法の規定に基づき課税前に控除することを認める。

② 不動産税、都市土地使用税、車船税の免除

「医療衛生機構にかかわる税收政策に関する通知」の一の（五）の規定に基づき、民間非企業の護理院は、自己用不動産、土地、車に対し、不動産税、都市土地使用税、車船税が免除される。

（3）デイケアセンター

瀋陽市におけるデイケアセンター（区域性在宅介護サービスセンターと社区高齢者デイケアステーションの二種類）に対する優遇政策は、主に「養老サービス業の発展を加速することに関する瀋陽市人民政府の実施意見」（瀋政発〔2015〕10号）に規定されている。

1. 営利企業及び民間非企業が共通に享受できる優遇政策

① 建設補助金

新築または改築・増築する社区高齢者デイケアステーションに対して、瀋陽市の財政は建設補助金10万元を一括で給付する。

新築または改築・増築する区域性在宅介護サービスセンターに対して、政府規定の

企画、規範、標準に合致し、政府の指導と社会の監督を受ける前提の下、瀋陽市の財政は建設補助金 50 万元を一括で給付し、かつ、そのサービス規模と品質に基づき、適宜奨励・補助する。

② 電気、水、ガス、熱の利用など

電気、水、ガス、熱の利用は、住民生活類価格に従って費用を徴収する。水、ガス、熱の利用は、関連付随費用を免除する。電気利用についても、デイケアセンターが新築住宅の供電工事統一費用収受区域内にある場合、工事付随費用に対し「新築住宅の供電工事建設費用収受標準に関する通知」（遼価発[2009]3号）に関連優遇政策を適用する。

電話、ケーブル（デジタル）テレビ、ブロードバンドネットワークの設置は、一般住宅ユーザーの費用基準に基づく。ケーブル（デジタル）テレビ受信料は半減する。

③ 保険金補助

養老サービス施設公衆責任保険に加入するデイケアセンターに対して、瀋陽市財政局は、実際に加入した保険に基づき保険料標準の 80%を補助するが、一つの養老院に供与する補助金は 5,000 元を超えない。

④ 融資

「開発性金融による社会養老サービス体系の建設の支援に関する民政部、国家開発銀行の実施意見」（民発 [2015] 78 号、2015 年 4 月 14 日公布・施行）に基づき、養老施設は民政部門の推薦または認可を得て、国家開発銀行に対し貸付を申請し、国家開発銀行の要求する条件に合致する場合、貸付の優遇を享受することができる。

2. 民間非企業のみが享受できる優遇政策

① 企業所得税の免除

「非営利的組織の免税資格認定管理に関する関連問題の通知」第 1 条規定の条件を満たす場合、民間非企業のデイケアセンターは、企業所得税が免除される。

3. その他

瀋陽市は、2016 年中央財政支援の在宅および社区養老サービス改革試行拠点地区の一つであり、2017 年において瀋陽市民政局、瀋陽市財政局の「2017 年瀋陽市在宅および社区養老サービス改革試行拠点中央補助資金管理使用弁法」（執行期間：2016 年 1 月 1 日～2017 年 12 月 31 日）に基づき、デイサービスセンターに対し、次のような補助政策を実施した。瀋陽市民政局への照会によれば、同弁法の補助政策の適用は

2017年の年末まであり、2018年以降も補助政策が実施されるかは不明とのことである。

① 建設補助金

各区、県（市）民政部门の認定を受けた区域性在宅介護サービスセンターに対し、一定の条件に合致する場合、その条件によって、70万円または100万円の建設補助金を供与する。

② 運営補助

社区高齢者デイケアステーションが高齢者に対する食事介助、入浴介助、清拭介助、医療介助、緊急時介助、メンタルケア、リハビリテーション看護、文化体育娯楽などのサービス項目のうち、3項目以上のサービスを提供できる場合、社区に対し3万円の運営補助を供与し、社会化運営の支援に使用する。

③ チェーン店建設補助

5つ以上の社区高齢者デイケアステーションを建設運営する場合、運営者に対し社区高齢者デイケアステーション毎に2万円の補助を供与する。

④ 医療と介護の連結への補助

高齢者のための家庭医師契約サービス、健康管理、リハビリテーション介護、ホスピスケア、心理カウンセリングなどのサービスを提供できる場合、社区高齢者デイケアステーションの運営者に対し2万円の補助を、区域性在宅介護サービスセンターの運営者に対し3万円の補助を供与する。

別添1 中国東北地域（大連市・瀋陽市）における介護・福祉施設の設立等に関する法令一覧

類別	法律名称	書類番号	公布日	施行日	URL
総合	外商投資産業指導目録（2017年改正版）	発展改革委員会、商務部令第4号	2017年06月28日	2017年07月28日	http://www.gov.cn/xinwen/2017-06/28/content_5206424.htm
	「十三五」国家高齢者事業発展および養老システム建設規画	国発〔2017〕13号	2017年02月28日	2017年03月06日	http://www.gov.cn/shengce/content/2017-03/06/content_5173936.htm
	2016年社会サービス発展統計公報	民函〔2017〕179号	2017年07月20日	-	http://www.mca.gov.cn/article/gk/wj/2017/08/20170806065492.shtml
	中国養老機構発展研究報告書	中国高齢者科学研究中心	2015年07月16日	-	https://wwwku.baidu.com/view/4910bc396fbc77de369a1f9.htm
養老院設立	養老機構設立許可弁法	民政部令第48号	2013年06月28日	2013年07月01日	http://www.mca.gov.cn/article/gk/fz/shfhscey/2013/07/2013070846316.shtml
	遼寧省養老機構設立許可実施細則	遼民發〔2015〕62号	2015年09月06日	2015年09月10日	http://www.ln.gov.cn/zfxx/zfyz/jwmi/jwmi/201511/20151114_1382440.html
	大連市養老機構設立許可実施細則（試行）	大民發〔2015〕214号	2015年12月30日	2015年11月30日	-
	瀋陽市養老機構設立許可実施細則	瀋民發〔2015〕45号	2016年05月23日	2016年05月23日	http://www.ln.gov.cn/zfxx/zfyz/jwmi/jwmi/201605/20160510460404
	外商投資による営利性養老機構設立の関連事項に関する公告	商務部、民政部2014年第81号	2014年11月24日	2014年11月24日	http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201412/20141209819221.shtml
	外商投資企業の設立および変更における届出管理に関する暫定弁法（2017年修正）	商務部令2017年第2号	2017年07月30日	2017年07月31日	http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/2017/07/20170702617482.shtml
	養老サービス施設用地指導意見	国土資庁発〔2014〕11号	2014年04月17日	2014年04月17日	http://www.mca.gov.cn/article/xwq/mw/2014/04/20140406627399.shtml
	養老機構基本規範	GB/T 29353-2012	2012年12月31日	2013年05月01日	http://www.vanlason.com/shtml/2017/10/1/508543292129460.html
	高齢者養護院建設標準	建標〔2010〕194号	2010年11月17日	2011年03月01日	http://www.360doc.com/content/16/05/04/17/278748_46802427.shtml
	高齢者建築設計規範	建標〔1999〕131号	1999年05月14日	1999年10月01日	http://www.ccmz.gov.cn/cmz/2/341/2009_09/1542.shtml
	高齢者社会福祉機構基本規範	MZ008-2001	2001年02月06日	2001年03月01日	http://shfj.mca.gov.cn/article/bzrf/infl/200807/20080700018535.shtml
	養老機構安全管理	MZ/T 032-2012	2012年03月26日	2012年04月01日	http://www.doc88.com/p-1733035227385.html
養老サービス機構サービス品質	DB/2102YLFW001-2015	2014年12月19日	2015年02月01日	http://www.shinshu-dl.gov.cn/mob/most/article/view/articleId=244BC161-628D-884B-E0D8-6B73A74E2DAE	
護理院設立	医療機構管理条例	國務院令第149号	1994年02月26日	1994年09月01日	http://www.gov.cn/hunshi/2006-08/01/content_19113.htm
	医療機構管理条例実施細則	衛計委第12号	2017年04月01日	2017年04月01日	http://www.chushubao.com/yiliaobaodian/17412.html
	中外合弁合作医療機構管理暫定弁法	衛生部、対外貿易経済合作部令第11号	2000年05月15日	2000年07月01日	http://www.fdi.gov.cn/180000121_23_68227_0_7.html
	外商投資プロジェクト認可および届出管理弁法	発展改革委員会令第12号	2014年05月17日	2014年06月17日	http://www.caas.gov.cn/XXGK/XXGK/DWZC/201402/20140225_29193.htm
	遼寧省外商投資プロジェクト認可暫定弁法	遼寧改發〔2005〕1098号	-	2006年01月01日	http://www.doc88.com/p-1de5ce8f6e3e920e3406e667e.html
	医療機構基本標準（試行）	衛医發〔1994〕30号	1994年09月02日	1994年09月02日	http://www.nhfp.gov.cn/wdyhs/s3577/200804/18713.shtml
	護理院基本標準（2011版）	衛医政發〔2011〕21号	2011年03月15日	2011年03月15日	http://www.nhfp.gov.cn/xwqk/cshys/2011/03/50988.shtml
養老機構における医療機構の設置について行政認可を取消し届出管理を実施することに関する国家衛生計委非公開の通知	国衛非医發〔2017〕38号	2017年11月08日	2017年11月08日	http://www.nhfp.gov.cn/yzyw/s3577/201711/shc46463a134e3ab8a8b36e9351a.shtml	
デイケアセンター設立	大連市において社区在宅介護サービスの「林海モデル」を広める実施方案	大政發〔2017〕7号	2017年02月17日	2017年02月17日	http://www.dlss.gov.cn/info/1013/11096.htm
	社区高齢者デイケアセンター建設標準	建標143-2010	2010年11月01日	2011年03月01日	http://www.yanglao.com.cn/article/6516.html
	社区高齢者デイケアセンターサービス施設設備配置	GB/T 33169-2016	2016年10月13日	2017年05月01日	http://c.ab688.cn/hzqk/sh/shou6/7tynpsnlinekncosHE3674E6352343M756b39d07A5292
社区高齢者デイケアセンターサービス基本要素	GB/T 33168-2016	2016年10月13日	2017年05月01日	http://c.ab688.cn/hzqk/sh/shou6/7tynpsnlinekncos76C2F3E0AR36BF0518A0658A769D	
民間非企業設立	民法総則	主席令第66号	2017年03月15日	2017年10月01日	http://www.npc.gov.cn/wjw/xinwen/2017-03/15/content_2018907.htm
	民間非企業単位登記管理暫定条例	國務院令第251号	1998年10月25日	1998年10月25日	http://www.jlss.gov.cn/article/scfz/201304/2013040437169.shtml
	民間非企業単位名称管理暫行規定	民發〔1999〕129号	1999年12月28日	1999年12月28日	http://www.lingnan.gov.cn/yxwk/0101013/01013007/19991228_1e3d012e588-4835-ba6f-d72e2a04a08.html
	民間非企業単位登記管理暫定条例修正案意見募集稿	-	2016年05月26日	-	http://www.gov.cn/xinwen/2016-05/26/content_5072073.htm
養老院優遇政策	養老サービス市場の全面開放と養老サービスの質の向上に関する國務院非公開の若干意見	国非發〔2016〕91号	2016年12月07日	2016年12月07日	http://www.gov.cn/gongbao/content/2017/content_5169231.htm
	養老サービスの発展を加速することに関する大連市人民政府の実施意見	大政發〔2014〕55号	2014年12月30日	2015年01月01日	http://yxfw.dl.gov.cn/20150201/1853.shtml
	養老サービスの発展を加速することに関する瀋陽市人民政府の実施意見	瀋政發〔2015〕10号	2015年03月27日	2015年01月01日	http://www.shenyang.gov.cn/zqk/system/2015/04/22/010112169.shtml
	大連市養老サービス資金補助政策操作実施細則	大民發〔2015〕223号	-	-	-
	耕地占用税暫定条例	國務院令第511号	2007年12月01日	2008年01月01日	http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810745/n812176/n812748/c119359/content.html
	富業税から増値税への移行にかかわる試験の全面的な実施に関する通知	財稅〔2016〕36号	2016年03月23日	2016年05月01日	http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810745/n2043931/content.html
	非営利的組織の免税資格認定管理に関する関連問題の通知	財稅〔2014〕13号	2014年01月29日	2013年01月01日	http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201402/140217_143659.html
	高齢者サービス機構にかかわる稅收政策に関する通知	財稅〔2000〕97号	2000年11月24日	2000年10月01日	http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengwengao/caizhengwengao2001/caizhengwengao2001/200805/20080519_21296.html
	新築住宅供電工事建設費用收受標準に関する通知	遼備發〔2009〕3号	2009年02月17日	2009年02月17日	http://www.yxfw.gov.cn/shbinfoshow.asp?side=9992
	開発性金融による社会養老サービス体系の建設の支援に関する民政部、国家開發銀行の実施意見	民發〔2015〕78号	2015年04月14日	2015年04月14日	http://www.gov.cn/gongbao/content/2015/content_2969927.htm
護理院優遇政策	社会資本による医療機構の開設を促進し、発展を加速することに関する遼寧省人民政府非公開の実施意見	遼寧省發〔2015〕96号	2015年11月16日	2015年11月16日	http://www.ln.gov.cn/zfxx/zfyz/szf/fzsf/fzsf/201511/106925_201512/20151209_1985802.html
	健康サービスの発展を促進することに関する大連市人民政府の実施意見	大政發〔2015〕56号	2015年12月13日	2015年12月13日	http://www.phulaw.com/fulltext_form.asp?side=1793987
	瀋陽市健康サービスの発展を促進する三年行動計画	瀋政發〔2015〕30号	2015年07月12日	2015年07月12日	http://www.shenyang.gov.cn/zqk/system/2015/07/17/010118557.shtml
	富業税から増値税への移行にかかわる試験の全面的な実施に関する通知	財稅〔2016〕36号	2016年03月23日	2016年05月01日	http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810745/n2043931/content.html
	非営利的組織の免税資格認定管理に関する関連問題の通知	財稅〔2014〕13号	2014年01月29日	2013年01月01日	http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201402/140217_143659.html
	医療衛生機構にかかわる稅收政策に関する通知	財稅〔2000〕42号	2000年07月10日	2000年07月10日	http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengwengao/caizhengwengao2000/caizhengwengao2000/200805/20080519_21296.html
	養老サービスの発展を加速することに関する大連市人民政府の実施意見	大政發〔2014〕55号	2014年12月30日	2015年01月01日	http://yxfw.dl.gov.cn/20150201/1853.shtml
デイケアセンター優遇政策	養老サービスの発展を加速することに関する瀋陽市人民政府の実施意見	瀋政發〔2015〕10号	2015年03月27日	2015年01月01日	http://www.shenyang.gov.cn/zqk/system/2015/04/22/010112169.shtml
	非営利的組織の免税資格認定管理に関する関連問題の通知	財稅〔2014〕13号	2014年01月29日	2013年01月01日	http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201402/140217_143659.html
	第二回中央財政支援による在宅及び社区養老サービス改革試行拠点地区の確定に関する通知	民函〔2017〕252号	2017年11月10日	2017年11月10日	http://www.mca.gov.cn/article/gk/wj/2017/11/20171100066790.shtml
2017年瀋陽市在宅および社区養老サービス改革試行拠点地区補助資金管理使用弁法	瀋民〔2017〕97号	2017年06月21日	2016年01月01日	http://www.vanlason.com/shtml/20170702/149000385511206.html	

注：表中となっているものは、公開情報から公布時期や施行時期が不明であるもの

別添2 中国東北地域（大連市・瀋陽市）における介護・福祉施設の設立等に関する問い合わせ先一覧

都市	類別	当局名称	担当部門	電話番号	当局URL
大連市	名称仮登記及び会社設立登記	大連市工商行政管理局		0086-411-65850199	https://www.dlgs.gov.cn/
	外商投資企業設立届出・認可	大連市商務局		0086-411-65852015	http://www.dl.gov.cn/GalaxyPortal/dalian/
	外商投資プロジェクト認可	大連市發展改革委員会		0086-411-65850299	http://www.pc.dl.gov.cn/
	養老機構設立許可	遼寧省民政庁	養老サービス・福利事業促進処	0086-24-23941568	http://www.lndca.gov.cn/
		大連市民政局	社会福利・慈善事業促進処	0086-411-84319870	http://minzh.dl.gov.cn/web/guest/
	医療機構設立許可	遼寧省衛生・計画生育委員会	医政処	0086-24-23395912	http://www.lndoh.gov.cn/
		大連市衛生計画生育委員会	審批弁	0086-411-65850141	http://www.dlhpc.dl.gov.cn/web/guest
	消防許可	大連市公安消防局		0086-411-65850151	http://www.dalian119.com/
	環境許可	大連市環境保護局		0086-411-65850242	http://www.epb.dl.gov.cn/
	食品経営許可	大連市西崗区市場監督管理局	食品薬品監督窓口	0086-411-83703857	https://www.dlgs.gov.cn/news/view_36.html
	民間非企業登記	民政部	渉外弁公室	0086-10-58124055	http://www.mca.gov.cn/
		遼寧省民政庁	民間非企業登記処	0086-24-83988553	http://www.lndca.gov.cn/
		大連市民政局	民間非企業登記処	0086-411-65850285	http://minzh.dl.gov.cn/web/guest
	瀋陽市	名称仮登記及び会社設立登記	瀋陽市工商行政管理局		0086-24-83963871
外商投資企業設立届出・認可		瀋陽市対外経済貿易合作局	外資管理処	0086-24-22744399	http://www.sygoltec.gov.cn/cms.sygjhl/zy/index.html
		瀋陽市瀋南新区対外経済貿易局		0086-24-83963658	-
外商投資プロジェクト認可		遼寧省發展改革委員会		0086-24-86892807	http://www.lndp.gov.cn/
		瀋陽市發展改革委員会		0086-24-22721132	http://www.sydrc.gov.cn/
養老機構設立許可		遼寧省民政庁	養老サービス・福利事業促進処	0086-24-23941568	http://www.lndca.gov.cn/
		瀋陽市民政局	社会福利企業管理処	0086-24-23474364	http://www.sygsl.gov.cn/sygz/
医療機構設立許可		遼寧省衛生・計画生育委員会	医政処	0086-24-23395912	http://www.lndoh.gov.cn/
		瀋陽市衛生・計画生育委員会	審審批准科	0086-24-83963651	http://www.sygsmet.com/sygl/
		瀋陽市瀋南新区衛生計画生育委員会		0086-24-24263913	-
消防許可		瀋陽市公安消防局		0086-24-83962570	http://www.syga.gov.cn/
環境許可		瀋陽市環境保護局		0086-24-83962671	http://www.syenb.gov.cn/
食品経営許可		瀋陽市和平区食品薬品監督管理局		0086-24-22878230	-
民間非企業登記		民政部	渉外弁公室	0086-10-58124055	http://www.mca.gov.cn/
	遼寧省民政庁	民間非企業登記処	0086-24-83988553	http://www.lndca.gov.cn/	
	瀋陽市民政局		0086-24-83962024	http://www.sygsl.gov.cn/sygz/	

注: 担当部門が特定されていないものは、空欄としている

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20170134>

本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp